

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより、会議を開きます。

○ 決算特別委員会設置

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

決算特別委員会設置を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会設置の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

既に議題となっております乙第六十一号議案及び乙第六十二号議案につきましては、十四人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○ 決算特別委員会委員選任

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、委員会条例第五条の規定によりまして、お手元に配付しております名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、決算特別委員会委員に選任することに決定いたし

ました。

（決算特別委員会名簿）

◎議長（宮原真一君） 後刻、正副委員長を互選の上、議長まで通知をお願いしたいと思います。

日程によりまして一般質問を開始いたします。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎富田幸樹君（拍手）登壇Ⅱおはようございます。九月定例議会の一般質問初日のトップということで、私も一般質問のトップはこれで三度目となります。やはりここに立つと緊張いたします。

今日の新聞の朝刊を見ていましたら、唐津の野球チーム、松籟会が十九年ぶりに県アマチュア王座決定戦で優勝ということで、私も唐津軟式野球連盟の理事をしておりますので、大変喜んだし、いいことだなと思って見ていました。テレビでは世界陸上もあつていまして、一昨日だったですね、棒高跳びのデュプランティス選手の六メートル三十ということ、もう寝ようかなと思っていましたけれども、これを見ずに寝るわけにはいかんかなと思って見ていまして、バーが揺れながらもぎりぎり残ったということで、喜んで私も寝たところでございます。

そういったこと、いろいろあっていますけれども、早速、一般質問に入らせていただきます。

一点目、DNA型鑑定における不適切な対応についてであります。

佐賀県警察本部は九月八日、本部内の科学捜査研究所において勤務する技術職員が平成二十九年六月から令和六年十月までの間、DNA型鑑定作業において不適切な鑑定を行ったとの発表がありました。県警として不正が確認された百三十件について、公判や事件捜査への影響は認められなかったということを発表されております。しかし、今回の事案は新聞やテレビで大きく取り上げられており、林官房長官のコメントも出るほどのことで、全国的にも話題になっております。

DNA型鑑定は、災害時の身元不明者の特定や犯罪捜査において犯人を特定する上で非常に信頼性の高い証拠となり、鑑定結果は重く、警察官は捜査し、犯人の特定につながり、裁判官は判決を下すことにつながります。科学捜査の重要性が高まる中、客観的な証拠として捜査現場で重要視されるDNA型鑑定の根幹、さらには刑事司法手続に対する信頼も揺るがしているものと思われれます。

また、当職員は、「短期間で鑑定を終わらせることで、自分の評価を上げることができると思った。仕事が遅いと思われなくなかった」などと話していることから、県警察及び科学捜査研究所の体制や職員の評価制度にも問題があるのではないかと私は考えております。

全国の警察においては、平成十五年頃、悪化の一途をたどっていた治安水準を回復させるために、治安基盤の強化として段階的に職員を増員した経緯があると聞いております。現在の県警察において、犯罪情勢に応じた人員が十分に確保され、また、業務に見合った正当な評価を受けているのか点検する必要があるかと思えます。

県警察に対しては、事案の重大性を重く受け止め、なぜ七年間も放置されてきたのか、組織的な問題はないのか、発生原因の徹底糾明とその

結果に基づいた再発防止にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、次の点について伺います。

一点目、今回のDNA型鑑定の不適切な取り扱いについて、事案の概要と発覚の経緯についてお伺いし、あわせて県警察及び科学捜査研究所の人員と犯罪情勢の推移、職員の評価制度に関して警察本部長に伺います。

二点目、不適切な取り扱いのあった百三十件のうち、DNA型鑑定結果十六件を検察庁に送っていると報道されていますが、鑑定の結果が個々の捜査や容疑者の身体拘束の判断に影響を及ぼした可能性は否定し難いという声もあります。公判への影響は本当になかったのか、警察本部長に伺います。

続いて三点目、公安委員会は県警を管理する立場と聞いていますが、公安委員会の役割について伺い、あわせて今回の事案に対し、公安委員会としてどのように関わってきたのか、今後どのように関わっていくつもりなのか、また、県民の信頼を回復するために第三者委員会の設置についてどう考えるのか、公安委員長にお伺いいたします。

四点目です。県警察においては、今回の事案発生を受けて、約一年間にわたり調査を実施したと聞きます。昨今の不祥事案の対応に当たっては、外部の有識者による第三者委員会を設置し、客観性のある調査を実施することが一般的と考えていますが、今回の事案について、県民の信頼を回復するためにも第三者機関による調査が必要と考えますが、今後、第三者委員会を設置するつもりは県警本部長にはないのかお尋ねいたします。

次に、二問目に行きます。県立大学についてであります。

私は、県民に対して建設費や運営費を示した上で、大多数の賛成を得て、県立大学の設置を進めるべきだと考えています。私は、現在の説明内容では県立大学の設置には反対です。地域の皆さん方にも意見を聞く機会は多くあります。今回の初盆の折にもいろんな方と出会って意見を聞きました。地域の皆さんの意見は、やはり少子化で生徒数が減少しているのになぜ今さら県立大学が必要なのか、県内の高校卒業生がどれだけこの県立大学に集まるのか、県内企業が大学卒業生をどれだけ必要としているのか、大学の運営費が二億円の一般財源で本当に運営が成り立つのか、県立大学の意見はどこへ言えばいいのかなどがありました。理解も進んでいないし、意見を言う場もない状況です。

県民への周知や理解について昨年九月議会と今年二月議会で質問しましたが、昨年九月議会では、「県民に対して建設費や運営費などを示した上で、大多数の県民の賛同を得て、県立大学設置を進めるべき」と私の質問に対し、知事は、「議会の皆さん方や報道の皆さん方に、金額も含めた様々な面についてできる限り公開をしていきたいというふうに思います」と答弁され、また、今年二月の議会では、県立大学設置に伴う建設費などコストについてもきちんと明示した広報を行うべきとの思いから再度問うことにいたしました。政策部長のお答えは、「コストなどにつきましても適宜説明をしてまいります。」との回答があったところです。

しかし、県がこれまで行ってきたパンフレットの作成、また、新聞への広告掲載、デジタル動画の放映、シンポジウムなどの広報では、県が想定している二百億円以内という建設費や他の大学の事例を参考に例示

した十六億円という運営費、そのうちの一般財源としての二億円の持ち出しがあることなどは全然示されていません。執行部は県民に知らせたくないのではと推測するのは私だけでしょうか。

そこで、次の点について質問いたします。

県民の理解を得るためには、将来の理想やプラス面に偏った情報だけでなく、運営費や建設費の費用面も示した広報をすべきと考えますが、経費に関する広報の実施について県の考えを政策部長に伺います。

二点目であります。

県ホームページには県立大学のページがありますが、意見を募集しているとは書かれていません。県民は意見を言いたくても言えないのではないのでしょうか。県立大学については、県民の意見を聞く場をつくり、県民の理解を得て進めるべきだというふうに思いますが、政策部長の見解を伺います。

次に、三点目です。九州新幹線西九州ルートについてであります。

新鳥栖―武雄温泉間の整備は、私が県議会議員となった令和元年八月、与党検討委員会が、フル規格で整備することが妥当とまとめて、はや七年弱が過ぎてしまいました。この間、佐賀県の負担額約六百六十億円と試算された額は、執行部の試算では今や一千四百億円以上と発言されております。

「幅広い協議」、鳥瞰的に見て眺めているだけで方向性も見えません。時間ロスが発生しているのは事実です。県民も、もうには結論を出したらという方が多く見られます。

先月十九日、新鳥栖―武雄温泉間の整備方針について、山口知事、また長崎県大石知事、JR九州の古宮社長による地元三者トップでの意見

交換が行われ、大きな進展はなかったものの、国の責任で対応するよう求めていくなど一定の成果はあったとされています。

私は新鳥栖―武雄温泉間は佐賀駅を通るルートのフル規格で整備するべきと考えており、そのためにも一日も早く環境アセスメントを実施することが必要と言ってきました。

事業費については、国が改めて試算し、佐賀県の負担がどの程度になるのか見込みを立て、それをもって県から負担軽減策を求めるなど、具体的な議論を進めるべき時期ではないでしょうか。

七月に行われた参議院選挙において石破総理は、佐賀県が「メリットがないと考えるのは当然」、「佐賀県の納得を得ることは『国の責任』」と発言されており、これはフリーゲージトレイン断念の責任について言及されたものと私は解します。

今こそ交渉をする最後の機会だと考えます。このまま議論が停滞すれば、時間ばかり過ぎて、事業費はますます高くなるほか、国側のフリーゲージトレインを断念した当時の状況を知る人もいなくなり、国の責任である認識が薄れてしまうのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、次の点について伺います。

一点目、知事は石破総理の発言をどう受け止めたのか。今こそ国に対して具体的な負担軽減策や在来線特急本数の確保、地域振興策などを訴え、国との協議を前に進めるべきだと思いますが、知事の認識を伺います。

二点目、さきの十九日の地元三者トップ意見交換では、国に対応を求めていくことや引き続き意見交換を行うこととなったと聞いていますが、今後どのようにこの問題を前へ進めていくのか、知事に伺います。

続きまして四点目、最低人最低賃金についてであります。

今日の朝刊でも最低賃金が千三十円で十一月二十一日適用となったというふうな見出しがありました。

令和七年度の佐賀県の最低賃金が過去最大の引き上げとなり、公表された答申の内容を確認しましたが、物価上昇の影響や最低賃金のセーフティーネットとしての役割について触れられており、労働者に配慮されていることがうかがえます。物価やエネルギー価格が上昇し、賃金の上昇が物価上昇に追いついてない状況の中、最低賃金の引き上げは労働者にとっては歓迎されることと思っています。

一方、賃金の上昇は事業者や経営者にとっては経営を行う上で大変な負担となり、また、折からの原材料やエネルギー価格の高騰もあり、県内において多くを占める中小企業、小規模事業者にとって大変厳しい経営環境となっているのも事実です。特に非製造業やサービス業など、経費における人件費の割合が大きい小規模事業者にとって、今回の最低賃金の改定は経営に与える影響が大きく、今後の企業の存続にも関わるとの声を聞きます。

また、国が策定した「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」においては、二〇二〇年代に最低賃金を全国平均で千五百円まで上げるという高い目標を掲げており、今後も引き続き最低賃金は上げられる見通しとなっています。二〇二〇年代ということはあと四年後の二〇二九年の最低賃金を私なりに試算してみますと、千三百八十円台となり、これは上がり過ぎかなと私も思いますし、賃金の価格転嫁が十分に行える状況下が前提ではないでしょうか。

県は、最低賃金の改定に関し、令和五年度から佐賀地方最低賃金審議

会へ要請書の提出や審議会における意見陳述など、最低賃金の引き上げを要求されており、人材流出という佐賀県の地域課題に対して、人への投資である賃金の引き上げが必要であることは私も理解できます。

しかしながら、県内の企業の経営者、特に目下厳しい経営に携わっている小規模事業者にとっては影響は甚大です。

そこで、次の点について伺います。

今回の最低賃金引き上げをどのように知事は受け止めておられるのかお伺いいたします。

二点目、最低賃金を引き上げるのに影響を受ける事業者への支援策はどのように考えてあるのか、産業労働部長にお伺いします。

以上四点、私の一回目の質問といたします。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。

九州新幹線西九州ルートにつきまして、まず石破総理の発言の受け止めについてお答えします。

石破総理が、佐賀県がメリットがないと考えるのは当然、佐賀県からの納得を得ることは、フリーゲージトレインを断念した国の責任と言及された点につきましては、フリーゲージトレインを断念した国の責任を明確にされておりまして、この整備新幹線が無理のあるスキームであることも含めまして、これまでの経緯や現状をよく分かっていただいているのだと思っています。

今の佐賀の鉄道環境は悪くありません。かなりよいです。ＪＲ佐世保線も含め、特急列車の本数も多く、日常生活の足になっております。議員からは、今こそ国に訴えるべきと意見がありました。佐賀県は、この鉄道環境を悪化させ得る新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備に手を挙

げておらず、自ら打開する状況にないと思っています。

これまでも課題や懸念点は繰り返し伝えてまいりました。佐賀県から具体的な提案や条件を提示することは筋が違います。石破総理からも御発言がありましたとおり、不本意な形で終わった責任は国にあります。我々から国に訴えるのは筋違いだと考えております。

続きまして、三者意見交換を踏まえた今後の進め方についてお尋ねがございました。

先月の八月十九日に開催されました地元三者、長崎県知事、ＪＲ九州社長、佐賀県知事、このトップ意見交換では、この西九州ルートはフリーゲージトレインを断念した国の責任で頓挫した特殊事情があることを三者で確認いたしました。三者も含めてフリーゲージトレイン、国からお話のあったそれで合意を取って進めていたところ、発注したものが届かなかった。これは断念をした国の責任だということについては、ひとしく三者が一致したわけでございます。

さらに私からは、これまではフリーゲージトレインでは合意したけれども、フル規格整備ということについては、全く新しい話であるということを変更して申し上げました。フル規格を検討する上で、ルートや在来線については三者三様それぞれ考えがあったので、様々な論点について、これからも意見交換をしていこうということで一致しました。

新鳥栖―武雄温泉間は、仮にフル規格で整備するということであれば、地元でしっかりと合意をした上で進めなければならないと考えております。

引き続き、他地域の動向なども見据えながら、慎重に議論をしてまいりたいと考えております。

続きまして、最低賃金の引き上げについての私の受け止めについてお答えします。

私は最低賃金の引き上げは大きな視点で捉えることが必要だと思っています。もちろん議員のお話にあったように、足元の状況だけを見ますと、事業者の方々にとっては負担が生じるものでありまして、厳しいという声も私も聞いております。

しかし、賃金が上がらなければ、日本は世界の中での競争力を維持することが難しくなり、国内でも物価の上昇に賃金が追いつかない状況となります。賃金の引き上げは避けて通れない課題です。

私は、そうした事業者の負担に対しては、将来の成長にもつながるような支援を行っていくことが重要であると考えております。地域全体で経済の好循環を生み出していくことが大切です。

ちなみに、日本の人件費は国際的に見ても依然として低水準です。平均賃金の順位は、この三十年で十二位から二十五位に下がり、主要国との格差も広がっている状況です。特に、現に若者や専門人材は高い報酬を求めて海外へ流出し、国内企業の競争力にも影響が出ております。

一方、国内では物価高に賃金が追いつかず、消費の停滞が経済の足かせになっています。賃金が上がれば消費が増えて、企業の売上げが伸びて経済が活性化するといった好循環を生まなければなりません。マクロ経済的な観点から見ても、日本経済全体を考えれば、その健全な成長を考えれば、賃金の引き上げは不可欠なのであります。

地方に目を向けますと、九州全体の賃金水準というのは、他のブロックよりも低い水準にあります。全国的に人手不足の中で賃金の格差は若者の都市部への流出を加速させ、人口減少や産業の空洞化につながるわ

けであります。今回、九州エリアで最低賃金の上昇率が高かったのは、こうした危機感の表れではないかと私は思います。

今回の改正は、賃金格差の是正につながって、人材流出という課題に対してはよい影響をもたらすものと思います。

佐賀県でも様々な業種で人材が不足しておりまして、持続的な成長には賃金の引き上げが必要です。まさに人への投資が重要でありまして、地域の競争力を高め、実践的人材の確保につながると 생각합니다。子供の割合が高い佐賀県にとっても有効な手段となり得るものと考えます。

もちろん、賃金の引き上げは事業者の、特に中小企業の方々にとっては負担も伴う側面があります。これまで生産性向上や価格転嫁への支援に力を入れてまいりました。今議会でも必要な予算を提案しております。今後とも積極的に取り組んでいきたいと思っています。佐賀県の支援は、そうしたピンチをチャンスに変えるの視点で、将来の成長につながる施策を展開することであります。

今後とも、現場の声を丁寧に聞き、より使いやすい仕組みにしていきたいと思っています。先手先手で事業者支援を実施し、未来志向で賃金の持続的な引き上げを支え、佐賀県経済の好循環につなげてまいりたいと考えます。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、県立大学について二点お答えいたします。

まず、県民への広報についてです。

県としましては、県立大学特有の意義や果たすべき役割をお伝えし、多くの方に参画いただく努力を重ねていく必要があると考えております。その際、県立大学の中身だけではなく、大学を取り巻く環境、佐賀県が

抱えている背景についても、より分かりやすく説明していきたいと考えております。

例えば、佐賀県内には大学が二つしかなく、これは都道府県の中で最も少なく、さらに申上げると公立大学を持たない四県のうちの一つであるという特殊な環境であることや、少子化の時代で子供の数そのものは減っていますが、大学進学率が高い時代であり、だからこそ大学が少ないことが地域にとって大きなリスクであること。そして、これからつくろうとしている佐賀県立大学は、十八歳から二十二歳までの学生のためだけの大学ではなく、社会人の学び直しなども含め、幅広い世代の成長を促す大学であることなどです。

今年七月には、県立大学を生かしたまちづくりについて考える、県民を対象としたシンポジウムを佐賀市内で開催しました。約二百五十人の方に参加をしていただきました。

単なる県立大学の検討状況の説明ではなく、県内の様々な分野で地域づくりを担っておられる民間の方にパネリストになっていただき、大学をどう生かしていくのか、また大学と地域の付き合い方など様々な意見が示されました。

このシンポジウムの模様につきましては、概要を新聞広報したほか、県のホームページで閲覧できるようにするなど、当日、参加できなかった方も御覧いただけるようにしたところです。

県立大学の広報につきましては、教育現場や企業現場など、それぞれの関わり方や業種、年代で関心事も異なりますので、それぞれに配慮されるような説明や意見交換が大切であると考えています。

手法につきましても、より多くの県民の方に届くよう、テレビ、新聞

等のメディア、動画やSNS、シンポジウムやセミナーなど、工夫しながら取り組んでまいりたいと考えています。

また、この建設費や運営費といったコストについても、まとめ次第、適宜説明してまいりたいと思います。

次に、県民の意見聴取についてお答えします。

県立大学に対する県民の御意見につきましては、随時、メールや電話などでも受け付けております。先ほどのシンポジウムの際も、参加者の方が挙手をして質問していただくのは心理的なハードルが高いのではないかとということで、スマートフォンからQRコードを読み取り、質問できるようにするなど、自由に意見を言いやすい環境づくりに努めたところでございます。

また、この県議会における質疑そのものが県民の意見を聞く大切な場であると考えています。これまで延べ百二十七名の議員の皆さんから様々な角度で御意見をいただいております。県議会で議論いただいて、その都度判断していただくことが、県民の理解を得て進めていくということになるものと考えます。

先ほど御答弁申し上げた県民への情報提供と併せまして、県民の意見の聴取の方法についても引き続き様々な工夫しながら取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇 Ⅱ 私からは、最低賃金の引き上げを受けた支援策について答弁いたします。

佐賀県では現在、様々な業種で人材が不足しております。その中で、人への投資として、持続的な賃金の引き上げは必要です。もちろん賃金

引き上げは事業者の皆様にとって負担を伴う側面もございます。県では生産性向上と価格転嫁の二つを柱に、事業者が先を見据えて業務改善や成長に踏み出せる環境づくりを進めております。

まず、生産性向上への支援についてです。

「佐賀型賃金UPプロジェクト」は、現在、第五弾の予算案を今議会に提案しております。これまで千二百二十の事業者が業務のデジタル化や販路拡大、新商品開発などに取り組んできました。この事業では、助成制度に加え、県、国、商工団体、士業団体などによる支援チームを結成し、オール佐賀で様々なサポートを行っております。

心がけているのは、できる限り現場の声を制度に反映しながら、より使いやすい仕組みにすることです。例えば、当初は小規模事業者を対象としておりましたが、商工団体の皆様の要望を踏まえて、中小企業へ対象を拡充しました。さらに、従業員を雇用していない事業者も支援対象に加えたところです。

支援チームでは、経営課題の解決や業務改善の支援に加えて、要望の多かった申請事務もサポートするとともに、手続の簡素化にも取り組んでおります。

次に、価格転嫁への支援についてです。

佐賀県独自の「価格転嫁伴走支援プロジェクト」は、今年度も継続して推進しております。

事業者の価格交渉に関して、受注者側に着目し、中小企業診断士を派遣して、根拠資料の作成を伴走支援しています。交渉スキル向上のセミナーや業種別の課題に応じた実践的なワークショップも開催しております。

この事業では、企業間取引——B to Bや、消費者向け取引——B to Cを行う企業を含め、七割以上の企業で価格転嫁が一定進展しております。実効性のある取組として、今後もこの制度により価格転嫁を後押ししてまいります。

そのほか、より多くの事業者の皆様が生産性向上に取り組めるよう、国の業務改善助成金に採択された企業の自己負担分を県が支援する制度も実施中です。

さらに、今議会では、価格転嫁が進みにくい物流企業に特化した支援策や、守るべき伝統産業への新たな支援策の予算案も提案しております。様々な施策を商工団体をはじめとする関係機関と連携しながら、着実に推進していきます。引き続き力を尽くします。

私からは以上です。

◎岸川公安委員長 登壇Ⅱ佐賀県公安委員会委員長の岸川でございます。八月一日付をもって委員長を拝命いたしました。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

御質問をいただきました公安委員会の役割につきましてお答えいたします。

公安委員会は、住民を代表し、警察行政の民主的運営を保障し、また独立の合議体としての中正な運営により、政治的中立性を保障するという趣旨の下、県警察を管理するために設置されている機関です。

佐賀県におきましては、私を含め、三人の委員が県議会の同意を得て知事から任命されております。

公安委員会におきましては、運転免許、交通規制、古物営業等の各種営業の監督など、多くの行政事務を処理するとともに、県警察の取組、

組織や人事管理の状況等について、定例会議などの場で警察本部長などから報告を受け、指導することにより県警察を管理しております。

今回の科学捜査研究所の職員による事案に対する公安委員会の関わりにつきましてお答えいたします。

本事案に関しましては、事案の発覚後、今月八日の懲戒免職処分に至るまで、定例会議の場におきまして、合計七回にわたり県警察から報告や説明を受け、その都度、私も三人の委員で議論し、県警察に対し指摘、指導を続けてまいりました。また、その中で重要と考えられる事項については、県警察の者を同席させることなく、我々三人の委員のみで議論を続けたこともありました。

私どもの指摘や指導の内容は、その都度、様々ではありましたが、特に、調査に当たっては、その方針や調査状況について、公安委員会に定期的に説明し、指示を仰ぐこと。調査体制を構築し、捜査や公判への影響の有無を含め、疑念のないよう徹底した調査を尽くすこと。調査に合わせて、再発防止策についても、真に実効あるものとなるよう徹底して検討することなどは、県警察に対し、複数回にわたり強く指示してまいりました。

なお、処分を実施した今月八日以降も、十日及び十二日に臨時の公安委員会を開催し、処分時の状況や再発防止の実施状況について改めて確認し、指摘、指導を行ったところです。

第三者委員会の設置に关しましてお答えいたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、公安委員会は住民を代表する者によって構成されています。現在、法曹界から一人、経済界から一人、そして、私は長らく教員を務めてまいりまして、教育界から一人、つまり、

それぞれの多様な経験や視野を持つ各界からの三人の委員によって構成されています。

先ほど申し上げましたように、今回の事案につきましても、合計九回にわたった会議の場におきまして、三人の委員それぞれの経験や知見、それぞれの考えに基づく多様な意見が交わされました。時には予定の時間を超過することもありました。つまり、公安委員会は、いわば第三者的な立場から警察を管理している機関ですし、その実態についても御説明いたしましたとおり、幾度にもわたり県警察から状況の詳細をしっかりと聴取し、指摘、指導に努めてきたところです。

こうしたことから、御指摘をいただきましたような第三者委員会といったものの設置について、私どもとしてはその必要はないのではないかと考えております。

以上で富田議員からの質問に対するお答えとさせていただきますが、今回の県警察における不祥事案については、県民の県警察に対する信頼を大きく失墜させる事案であり、佐賀県公安委員会として極めて深刻に受け止めておりますことを改めて申し上げます。

県民の目線、立場から県警察を管理する公安委員会として、県警察に対する県民の信頼が揺らぐことに強い懸念を抱いております。県警察において、警察に期待される役割を改めて認識してもらい、県民の安全・安心のために信頼を一刻も早く回復することが何よりも大切であると考えております。そのため、引き続き、特に今回講じられました再発防止策につきましては、その進捗状況を詳細に確認し続けるなど県民としての目線を大切にしながら、公安委員会として県警察に対し指導を行ってまいります。

以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ答弁に先立ちまして、九月八日、県警察の科学捜査研究所において不適切な鑑定作業を実施したことにより、同所職員を懲戒免職処分するとともに、虚偽公文書作成等の事実により佐賀地方検察庁に送致したところであります。県警察に対する県民の信頼、警察活動に対する信頼を大きく損なう事案であり、重く受け止めるとともに、県警察の責任者として深くおわび申し上げます。

事案の概要と発覚の経緯についてお答えします。

本件は、県警察科学捜査研究所においてDNA型鑑定作業に従事していた四十歳代の職員が平成二十九年六月から令和六年十月までの間、鑑定作業を実際には行わないまま、DNA型は検出されなかったなどの虚偽の結果を作成する、鑑定作業の実施後、その資料の一部を紛失する、鑑定作業の実施後、決裁を経るに当たり作業した日付を決裁の直前の日付に書き換えるなどといった合計百三十件の不適切な取り扱いをしていたというものであり、この職員を懲戒免職処分するとともに、同人による虚偽有印公文書作成・同行使、虚偽無印公文書作成・同行使、証拠隠滅の事実を佐賀地方検察庁に送致したというものであります。

事案が発覚した経緯についてお答えします。

本件は、令和六年十月十六日、科学捜査研究所において当該職員が担当したDNA型鑑定の鑑定結果について、その決裁中に鑑定結果を精査した上司の職員の指摘により判明したものであり、その後、科学捜査研究所において当該職員が担当した全ての鑑定を確認することとし、その結果、当該職員による不適切な取り扱いが多数あることが判明したというものであります。

県警察におきましては、当該職員が単独で担当した全六百三十二件のDNA型鑑定について、資料が残存していた百二十四件の再鑑定を実施するほか、関係する資料や電子データの精査など徹底した確認作業を実施するとともに、同人の行為が法令に抵触することが明らかとなったことから、合わせて捜査も進め、今般、懲戒免職処分等に至ったというものであります。

県警察及び科学捜査研究所の定員と犯罪情勢の推移についてお答えします。

議員御指摘の佐賀県警察緊急治安対策プログラムは、平成十五年当時、危険水域にあった治安情勢の下、治安の悪化傾向に早急に歯止めをかけ、県民の不安を解消するために策定されたものであります。

県内の犯罪情勢については、平成十五年当時に刑法犯認知件数が一万四千三百五十一件となつて以降は減少を続けていたものの、令和四年から増加に転じ、令和六年は三千九百七十八件となっております。加えて、ニセ電話詐欺の被害増加やサイバー関連事案の増加といった新たな情勢も生じているところであります。

また、緊急治安対策プログラムに基づく取組が開始された平成十五年当時と県警察職員の定員数を比較しますと、令和七年度の県警察の定員は二千十二人であり、百三十五人の増加、科学捜査研究所の定員は十四人であり、当時から増減はないところであります。

職員の評価制度についてお答えします。

県警察におきましては、地方公務員法等の関係法令に基づき、全ての県警察職員について、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績に対して勤務成績を評価し、適切な人事管理の基礎として活用

しております。

このうち、科学捜査研究所における職員の評価についてお答えしますと、例えば、鑑定の件数自体や、それに要した時間は評価の指標の一つではあるものの、そのみによって評価されるというものではなく、例えば、対象期間の当初に設定した目標の達成状況をはじめ、関係書類の作成能力、警察署との調整能力など、その担当業務について様々な角度から総合的に判断して評価するに至っているところであります。

県警察としては、引き続き科学捜査研究所の職員も含め、全ての警察職員について、その業績及び能力に基づき適切な人事評価を行い、適切な人事管理に努めてまいります。

公判への影響についてお答えします。

当該職員が担当した鑑定作業のうち百三十件については、不適切な取り扱いがあったことが認められたところではありますが、それらはいずれも作業を実際には実施していないにもかかわらず、DNA型は検出されなかったとしたり、作業の実施後、残存していた資料を紛失したり、作業の実施後、決裁を経るに当たり作業した日付を決裁の直前の日付に書き換えたりといったものであり、鑑定作業を実施するに当たり、鑑定資料自体に手を加えるなどの取り扱いはなく、例えば、検出されていないものを検出されたとしたなどといった取り扱いは一切認められなかったものであります。

また、申し上げたとおり、当該職員が担当した鑑定は、資料が残存していたものは全て再鑑定を実施し、その他のものについても関係する資料や電子データ、この電子データは改ざんできないシステムとなっており、その形跡も一切確認されなかったものであります。こうした資料

や電子データを精査するなどして捜査に影響がなかったことを確認したところであります。

その上で、当該職員がDNA型鑑定を実施し、事件送致した全てを佐賀地方検察庁に共有し確認を依頼したところ、送致された資料については、処分の決定や公判における証拠として使用された事例はない旨の回答を得ているところであります。

以上を踏まえまして、公判への影響はないものと考えているところであり、あります。

今後の対応についてお答えします。

警察法上、県警察は公安委員会の管理に服することとされており、そしてまた、公安委員会は各界において幅広い経験や知見を有しておられる委員によって構成されております。

先ほど公安委員長から御答弁のあった内容と重複いたしますが、現在、佐賀県公安委員会は、法曹界、経済界、教育界の三名の委員の方々により構成されており、いわば警察外の第三者的な立場から、今回の事案への対応に際しても処分前には合計七回、処分後には既に二回にわたり、定例会議や臨時会議の場において、県警察による調査の進捗状況や再発防止策について多くの指摘、指導をいただいているところであります。

こうした中で、県警察としても、本事案を受けて、御指摘のあったような第三者委員会といったものの設置についてその必要があるとは考えていないところであります。

重ねまして、今回の事案は県警察に対する県民の信頼、警察活動への信頼を大きく損なうものであり、大変に申し訳なく、また、重く受け止めております。

そのため再発防止策として、職員一人一人の高い倫理感の涵養、公文書の適切な取り扱いや幹部職員による適切な業務管理の徹底、科学捜査研究所における鑑定作業の各段階でのチェック体制の見直しと強化といった措置を早急に講じることとされているところでもあります。

県警察といたしましては、強い危機感を持って、公安委員会からの御指摘、御指導もいただきながら、再発防止のための各種の措置をしつかりと進めてまいります。

以上でございます。

◎富田幸樹君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

順番は少し変わります。まずは新幹線ですけども、知事が言われましたフル規格は新しい話でといった中で地元合意、この地元合意は私はどこまで入れていくのかなど。地元ですから佐賀県は当然ですよ。そこに今在来線等もありますので、JRさん、ここは納得はしますが、長崎さんはもう入れなくて佐賀県だけでいいんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺の考えを再度伺います。

それとあとは、最低賃金のところでの地元企業関係ですけども、やはり地場企業の育成をしつかりやっていかんと、価格転嫁をやっていかんと、この賃上げに対応できる企業はやっぱり少ないんじゃないかなと。やっぱりこの伴走支援を継続的にしつかり今後もやっていくということ、再度部長の決意をお伺いしたいと思います。

それとあと、県立大学ですね。シンポジウム等で二百五十名の参加がありましたとか、QRコードを作り、意見の出やすいような形にしましたということを言われていました。よかったです私にもQRコードをいただければと思います。県政報告の中につけて、やっぱり県民の皆さんに

意見をいただくような形を我々議員もしつかり努めていかなきゃならないと思いますので、よかったですそのQRコードを私もいただきたいと思っていますので、その辺の回答をよろしく願います。

最後に、DNA鑑定における不適切な件ですけども、科学捜査研究所の職員の増員については、こここのところ増減はないというようなことで報告がありました。

評価制度については、それかなと私なりにも納得はしたところでございます。

あと、公判への影響はなかったと本部長は言われていますけども、これは確かに検察と話した中でということですよ。警察も検察もお互いに捜査をするところですよ。何かそこが私は納得いかないなど。やっぱりそこに第三者的な方が入っていないんじゃないかなと、これは影響なかったよという判定をいただければ、それでいいのかなと私は思いますけども、検察も警察も同じ捜査をする立場の方々がなかったと言われても、何か納得はし難いんじゃないかなということを思ったわけですけども、その辺について再度お伺いしたいと思います。

公安委員長、答弁ありがとうございます。大変何回となく会議というか、報告を受けながら指摘、それから、指導的な立場で意見を言っていたというふうなことでしつかり理解いたしました。

しかし、公安委員会は住民を代表するということです。この後、まだまだこのDNA鑑定については県議さんが質問されますので、その状況を踏まえて、やはり第三者委員会というか、第三者の目を入れて何も影響なかったという回答をつくるのは正解かなと私は思っていますので、これは公安委員長が答弁するところじゃなくて、やっぱりこれは警

察本部長かなと思いますので、第三者委員会の設置について、本当に検察と警察だけでいいのか、その辺の考えについてお尋ねをいたし、そしてまた、今後しっかりと第三者委員会をつくるのかつくらないのか、再度答弁をお願いいたします。

以上、よろしく願います。

◎山口知事 登壇Ⅱ富田議員の再質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートにつきまして、合意などに関しまして改めて答弁いたします。

言うまでもなく、合意はフリーゲージトレインであったわけでありまして、前知事の約束でありましたけども、当然、佐賀県としての約束ですから、私も遵守していこうということで取り組んできたわけであります。これが国が断念したということで、では、新しい話としてのフル規格という話が俎上に上がったわけです。

我々は、やはり地元負担が非常に大きいことだったり、ルートも確たるものがなかったり、それから、在来線の問題とかがあるので、これはまた新たな話としての地元合意が必要だということをかねてから申し上げてきたわけでございます。

先ほど答弁で申し上げたように、私は今の佐賀県の鉄道環境というのはよいというふうに認識しております、これを自ら打開してリスクを冒しに行く必要はないというふうに思っているわけなんです。

もともとこのフル規格をやりたいと言っているのは国であり、長崎県であり、JR九州でありますから、議員からは佐賀県だけだというお話がありましたけれども、私は今の環境を我々のほうから何か話をしにくくするのは考えていないわけなんです。

ただ、富田議員がいろいろな声があるということで議員のお考えもあるわけですから、それは富田議員が、例えば、国に対して、国に対してですよ、国の責任があるというのはみんなが今認めているという環境が整っているのは全くおっしゃるとおりなので、国に対して何か提言をするとか提案をするとかというのを考えていただいてもよろしいんじゃないかと思えます。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で御紹介しましたQRコードでございます。こちらは七月九日の当該シンポジウムの際に当日限りという形で運用したものとなります。要するに会場で質問いただいて、会場でそのまま回答するという形でございます。

今後、こういったシンポジウムなりセミナーといったものは考えていきたいと思えます。前回のシンポジウムも議員の皆様方には御案内させていただいておりましたけれども、こういったシンポジウム等を開催する際にも、改めて議員の皆様にも御紹介したいと思えます。

それから、県立大学の政策部の中にあります、県立大学の担当の連絡先でありますとかホームページのリンク先などにつきましても、いろんな形で県民の方に御紹介をしていただければと考えておりますので、その辺については我々もしっかり県民の意見が聞けるようにということと様々な工夫をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ価格転嫁に対する、富田議員の再質問にお答えいたします。

価格転嫁につきましては、先ほど申しましたとおり、生産性向上と価

格転嫁というのは大事な取組だと認識しておりまして、佐賀県はまず関係団体と、これは知事も入っていたいて、機運を高める連携協定を締結しました。そうした中で、やっぱりそれでもなかなか進まない状況がございましたので、ここは積極的に佐賀県も施策を打つ必要があるというところで考えまして、国ももちろん取り組んでおりますので、どこに視点を置くかといったときに、受注者側に視点を置いて、価格交渉がうまくいくためには、単に口頭とかではなくて、根拠資料に基づいてしっかりと価格交渉したほうが効果的だよねということで、そういった取組をやるうということ、佐賀県独自の専門家を派遣して、価格転嫁伴走支援プロジェクトを実施することとしたところです。

原価計算などに精通した専門家を派遣して、個社に応じて価格交渉、スキル向上に向けた支援も実施しますし、何ならその価格交渉の場に専門家が同席するということまで含んだ制度設計をしております。

あわせて、価格交渉、価格転嫁のセミナーを実施したりとか、価格転嫁、業種別のワークショップなんかを取り組んでおります。そこは価格転嫁というのは進めていかないといけないというふうに認識しておりますので、県もしっかり取り組みますし、国はもちろんのこと、商工団体とか専門家の主要団体なんかも含めまして、総力戦でしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

私からは以上です。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ富田議員の再質問についてお答えします。

当該職員が担当した鑑定については、徹底して精査をいたしました。

その結果、百三十件については、不適切な取り扱いが認められたところでありますが、それらはいずれも作業を実施していないにもかかわらず、

DNA型は検出されなかった、作業の実施後、残存していた資料を紛失した、作業の実施後、決裁を経るに当たり、作業した日付を決裁の直前の日付に書き換えたなどといったもので、鑑定作業を実施するに当たり鑑定資料自体に手を加えるなどの取り扱いはなく、よって、例えば検出されていないものを検出されたなどといった取り扱いは一切認められなかったものであります。

その上で、既に広い識見を持たれている民間の三名の方々から構成される公安委員会が、いわば第三者的な立場から詳細に調査を確認されており、県警察として第三者委員会といったものを設置する必要があるとは考えておりません。

以上でございます。

◎富田幸樹君 登壇Ⅱ再々質問をさせていただきます。

警察のこのDNA鑑定の結果で、第三者委員会を設置するつもりはないと。でも、公安委員会は専門家ではありませんよね。住民を代表する方々ですよ。

証拠に手が加えられていないとか、内容を変更した事例はないとか、これはあくまでも警察と検察が言っているということにならないですかね。私はそこに第三者を入れて、こういうふうですから、ここは改ざんされていませんということを、この十六件についてしっかりと説明をして、そういった方々が納得すればそれで私はいいんだと思います。そういったことでの第三者委員会じゃないかなと私は思っていますので、再度お願いいたします、考えを。

それから、県立大学、QRコードをつくって配ったのはシンポジウムるときだけということでした。

やはりこういったものをしっかり県民の皆さんに「県民だより」にでもつけて周知して、そこから意見を聴取していくべきじゃないですかね。何かそういったところが足りないんじゃないかと思っていますけれども、やらないのかやるのか、もう少し踏み込んだ答弁をお願いいたします。

以上です。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ再々質問にお答えいたします。

先ほどはＱＲコードのお話でございました。答弁で申し上げているとおり、県民の皆さんからの意見聴取については、様々な工夫をしていきたいというふうに考えております。

これまでも県民座談会とか、あるいはパブコメとか、いろいろな形で意見をお聞きしておるわけでございますので、今「県民だより」ということもございましたけれども、効果的な県民意見の聴取の方法についてはいろいろ工夫をしてみたいと思いますので、その中でどういったものが効果的であるかといったことについて検討してみたいというふうに思っています。

以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ富田議員の再々質問についてお答えします。

現在、佐賀県公安委員会は、広い識見を持たれている法曹界、経済界、教育界からの民間の三名の方々から構成され、その公安委員会におきまして、いわば警察外の第三者的な立場から詳細に今回の調査についても確認いただいております。

こういった状況を踏まえまして、県警察として第三者委員会といったものを設置する必要があるとは考えておりません。

以上でございます。

◎岡口重文君（拍手）登壇Ⅱ「自民ネクストさが」の岡口でございます。今回は、四つの項目について質問をしたいと思います。

早速ですが、最初は廃棄物行政について伺いたいと思います。

伊万里市では現在、民間事業者によりまして、九州でも屈指の規模と言われております産業廃棄物処分場の設置が計画をされているところでございます。

同処分場は黒川町の黒塩地区に設置が予定されていますが、近くには風光明媚な海水浴場イマリンビーチや、良好な釣り場でもあります名村公園、そしてまた、国の天然記念物であるカブトガニの繁殖地などがあり、市内外から多くの方々が訪れていらっしゃいます。また、伊万里港は、周辺で工業団地の造成や公共埠頭の整備が進められ、造船や半導体関連企業、木材、水産加工業などが集積する重要な港湾になっています。

こうしたことから、この産業廃棄物処分場の設置に関して、市民の中には環境への影響や風評被害、伊万里湾岸開発などへの影響を心配する声が私のところへ多く届いております。実際に七月三十一日に伊万里市が開催しました市民向けの説明会においても、隣接する地区も地元のに肝心なことの説明がない、伊万里市の環境問題であり、関係者からいろいろな意見を聞くべきではなかったのか、そして、伊万里湾をなりわいの場所にしている漁協に対して処理水の放水に関する説明がない。そしてまた、伊万里市民をはじめ、伊万里湾の関係者などに丁寧に時間をかけて説明会などを行い、社会的合意を図るべきなどの意見が数多く出されております。

この説明会では質疑の時間が限られていたので、数件のやり取りしかなかったけれども、その後、市に寄せられた質問、これは回答も含めて

伊万里市のホームページに掲載をされておりますが、それを見てみると、伊万里湾への排水を心配する声や地滑りに対する懸念のほか、悪臭や騒音に対する不安、大雨、災害等の対応など多岐にわたる質問が寄せられております。これらを踏まえると、新聞の報道で初めて計画を知った、施設が設置される地区の周辺地域も地元として丁寧に対応すべきだったといったこれまでの手続についての不満が特に大きいのではないかと感じております。

さらに先月、伊万里市民から住民投票条例の制定を求める要望書が伊万里市議会に提出をされております。私は一般的な話として、産業活動を行うためには一定程度の産業廃棄物処分場が必要なことは理解をするけれども、こうした住民の声を軽視して計画を進めるべきではないと考えております。このような状況の中、県は、施設の設置許可を行った許可権者として許可を行った経緯などを地元住民にしっかりと説明する必要がありますと考えます。

一方で、地元近く、住民の声を聞く機会が多く、地元の状況を詳細に把握しているはずの伊万里市は、報道によりますと許可権者でもなく、設置に関して同意、不同意の権限もないと言われているようでございませけれども、もっと住民に寄り添って情報提供などの対応を行うべきではなかったかと私は考えます。もちろん事業主体である事業者自らが地元住民の理解を得るようしっかりと説明等を行うことは言うまでもありませんが、県と伊万里市においては、市民、県民の声をきちんと受け止め、お互いに連携を図りながら、この産業廃棄物処分場、そして、事業者にしっかりと向き合う必要があると強く考えます。

改めて私なりに思い返してみると、産業廃棄物最終処分場という施設

そのものに対する市民の不安や不信感があって今の状況になっていると思います。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず、処分場の概要等について伺います。

当該処分場の概要やこれまでの経緯について改めて伺います。

次に、様々な意見の受け止めについてであります。

伊万里市民で、関係団体などから様々な意見が寄せられていることについて、施設の設置許可を行った県としてどのように受け止めているのか伺います。

三点目、今後の対応についてでございます。

当該処分場の計画について、県は今後どのように対応していくつもりなのかお尋ねをいたします。

四点目に、今後の廃棄物行政について伺います。

今回の廃棄物処分場の対応などを踏まえて、今後の廃棄物行政について県はどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、二項目に移りたいと思います。これについては先ほど富田県議が質問をされましたので、重複するところも多いと思いますが、よろしくお願いをいたします。

佐賀県警のDNA型鑑定問題について伺います。

佐賀県警察本部刑事部科学捜査研究所で、技術職員が実際には行っていないDNA型鑑定を実施したかのように装うなどの不正行為を繰り返していたことが明らかとなりました。平成二十九年六月から令和六年十月までの約七年間で百三十件の不正が行われており、県警察は当該職員を虚偽公文書作成や証拠隠滅の疑いで書類送検するとともに、懲戒免職

処分としたと発表しました。

県警察は、不正が行われた百三十件について公判への影響はなかったと言いますが、この事案は捜査や公判への信頼に対する裏切り行為であり、県警察だけにとどまらず、全国警察に対する国民の信頼さえも失うもので、極めて重大かつ深刻な問題であると考えます。

約七年間にもわたる不正を見抜けなかった県警察の責任は重大であり、組織的な問題であると思います。県警察に対しては、信頼回復のために今回の事案を徹底的に洗い直し、再発防止に取り組んでもらいたいと強く考えております。

そこで、次の点について伺います。

まず一点目、事案の概要と発覚の経緯について伺います。

まずは、約七年間にわたった不正行為の事案概要と発覚した経緯について伺います。

二点目は、公判への影響についてであります。

県警察は公判への影響はなかったと言いますが、何を根拠に影響がなかったと言えるのかお示しく下さい。

三点目、再発防止についてであります。

県警察は、不祥事案が発生するたびに再発防止策を講じていると思いますが、今回の事案を受け、実効性のある再発防止策が求められるところ、具体的にどのような再発防止策を考え、実施しようとしているのか伺います。

次に、三項目めであります。三項目めは、水源地保全条例の制定について伺いたいと思います。

私たちが安全で安心な生活を送っていくためには、良質な水が将来に

わたって安定的に供給されなければならないと思います。そのためには、水源地として水を育む森林をしっかりと守り育て、次の世代へ引き継いでいくことが必要と考えております。

森林は、雨水を蓄えてゆつくりと川に流すことで洪水や渇水を緩和し、またきれいな水を育む働きがあります。そのほかにも、木の根が土の中に広がって、土壌や岩盤をしっかりと固定することで降雨による山崩れを防ぐ働きなど、様々な機能を有していると思います。これらの森林の機能は、森林が適切に管理され、守り育てられることで発揮できるものと考えます。

近年の森林の状況を見ますと、気候変動に伴う豪雨などの影響により、毎年のように全国各地で山地災害が発生しております。また、人の手が入らずに放置され、荒れてしまった森林を目にすることが数多くあります。

さらに、平成二十年頃からは、北海道をはじめ、全国各地で外国人や外国資本による利用目的が不透明な森林の買収事例が増加していると聞いているところであります。森林は平野部と比べて地域住民や行政の目が届きにくいことから、森林の管理がおろそかになったり、無秩序な開発にもつながることが懸念されます。その結果、森林が持つ水源涵養をはじめとする様々な機能が発揮されずに、十分な水の確保が困難となったり、山地災害が多発するのではないかと危惧をしているところであります。

このような中、全国においては外国資本による森林買収の抑制や適正な森林管理を促すために、森林の土地売買を事前に把握し、適正な土地利用について助言や指導ができる水源地保全に関する条例を二十道府県

において制定をされております。この二十道府県の中には議員提案により制定をされている県もあると聞いており、私たち議員としても条例制定について声を上げていく必要があるのではないかと考えているところであります。

県では、森、川、海のつながりを大切にした「もりかわかいと森川海人っプロジェクト」に取り組みられています。本県においても、より一層、全ての源流である山の大切さを県民等へ周知し、森林の保全を促進するとともに、土地売買等が行われる際には適正な森林管理や土地利用を助言、指導できるように、独自の条例を制定することについて知事に考えを伺います。

次に、四項目であります。佐賀酒を守るための酒米の安定生産について伺います。

本県では、温厚な気候や肥沃な土地などの恵まれた自然条件を生かし、平たん地域はもとより、中山間地域においても特色を生かした米作りが行われてきました。佐賀段階、新佐賀段階米づくり運動において単収日本一を達成するなど、本県の米作りは全国に誇る輝かしい歴史を有しております。

さて、米どころ佐賀における酒造りについては、江戸末期に鍋島直正公が藩内に広く酒造りを推奨したことで発展したと伝えられております。その長い歴史から、佐賀酒を産業としてだけではなく、佐賀の伝統文化としての側面を持ち、近年では世界的な賞を受賞するなど、高く評価されるとともに、酒蔵ツーリズムなどの観光資源にもなっているところでもあります。

私の地元伊万里市では、古伊万里酒造や松浦一酒造などの酒蔵において、地元の米と水を使ったお酒を造られており、また炭山地区において

は棚田を生かして地元の酒蔵のために酒米が生産をされております。

しかしながら、現在、米をめぐる情勢は大きく変化をしております。低迷していた主食用米の価格は昨年以来高騰して、現在の価格は高騰前の約二倍以上になりました。このため、酒造りに用いる酒米も大きな影響を受け、酒米から主食用米へと作付の転換が見られております。

この状況を受けて、今年八月には佐賀県酒造組合の会長から知事に対し、酒米の不足及び価格高騰に関する要望書が提出をされ、その中で佐賀酒のために酒米を生産する農家への支援についても要望されたと聞いております。

農家のことを考えますと、肥料や燃料などの資材が高騰する中で、再生産可能な米価で持続的な米作りができることは重要であると思います。一方で、伝統文化である佐賀酒に必要な酒米の生産も重要であります。

私は、主食用米の価格は高い中にあっても、必要なものはしっかり確保しながら、バランスを取って生産をしていくことが重要だと考えます。

県では、佐賀酒を守るために、今回、酒米作付への支援を打ち出されておりますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをして、質問いたします。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ岡口重文議員の御質問にお答えします。

まず、廃棄物行政についてお尋ねがございました。

産業廃棄物処分場についての私の考え方を申し上げたいと思います。私は、産業政策として、県内企業が安定的に事業継続できるように、一定の産業廃棄物処分場は確保しなければならないとの認識であります。ちなみに、現状では佐賀県内の処分場の容量は当分の間は確保できている状況と認識しています。

産業廃棄物処分場の設置については、環境面、生活面や防災面など様々な面で地元の懸念が生まれますことから、全国的にも事業者と地元住民との関係というものは大きな課題となっています。

私は、元来、産業廃棄物処分場の設置に当たっては、地元住民の皆さんの意向や理解が何よりも大切であると考えております。そして、そこには基礎自治体の長たる市町村長の判断、意向というものが極めて大切だと認識しています。

今回の案件につきましては、県からの意見照会に対して地元の伊万里市長からは、産業廃棄物処分場の設置について反対意見はありませんでした。また、事業者と地元住民が協定を結び、伊万里市もその立会人として名を連ねておられます。そうしたことを前提に、ここまで進捗がなされてきたわけでございます。

そして現在、周辺環境への影響を心配する様々な御意見が出されております。周辺住民の皆さんなどから反対書が提出され、このような意見が出されている中で、私は、処分場の設置はここから簡単に進んでいく環境にはなりにくいのではないかと認識しています。私は、今後とも一貫して地元を大切にしつつ対処していきたいと考えています。

なお今後は、こうした基本的な考えに基づいた、より分かりやすい具体的な手続を明確化するための方策について鋭意検討を進めたいと考えております。

続きまして、水源地保全条例の制定についてお答えします。

山は、水を蓄えて洪水を緩和する水源涵養機能ですとか、土砂の流出を防止する県土保全機能、さらには四季折々の美しい景観を見せてくれるなど様々な機能を有しており、そこに暮らす人々だけでなく、沿岸部

や平野部に暮らす全ての人々に恩恵をもたらす源流であります。

私は知事就任以前より、山の水源地としての機能や美しい景観を阻害するような開発や、それにつながるおそれのある土地の取引について問題意識を持っておりました。特に森林法では、森林の土地取引に係る所有者情報は事後届でありまして、事前に適切な森林管理などについて助言ができないことから、無断伐採ですとか開発などのリスクに対する防御策が十分ではないことは大きな課題だと認識しております。

岡口議員からも御紹介ありましたけれども、我々は平成二十九年から「もりかわかいと森川海人プロジェクト」を展開して、山を大切に取る取組を進めております。山がもたらす恩恵を未来にわたって享受できるように、適切な森林管理や土地利用ができる新たな仕組みづくりを検討していきたいと考えています。

この水源地保全のための条例制定につきましては、岡口議員と同じ思いでありまして、今後、鋭意、県において条例制定の準備を進めさせていただきたいと考えます。

さらに、このような問題は、上流から下流の海に至るまでの流域で考える必要があると思います。例えば、筑後川を大切にしようと思えば、熊本、大分、福岡から流れ着いてくるわけでありまして、我々のみならず、複数の流域県で取り組むほうが効果的でありますので、こうした取組につきましても、例えば、九州地方知事会などで各県にも呼びかけを進めていきたいと考えております。

◎諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ 私からは、廃棄物行政についてのうち、伊万里市に設置が計画されている処分場の概要等について、様々な意見の受け止めについて、今後の対応についてお答えいたします。

処分場の概要等についてでございます。

まず処分場の概要についてですが、当該産業廃棄物処分場は伊万里市黒川町黒塩瀬に設置を予定されております。管理型最終処分場として、燃え殻、汚泥、廃プラスチック、瓦礫などを埋め立て処分する予定でございます。その埋立面積は約五万三千平米。この施設の底部、一番下ですけども、ここには全面に二重の遮水シートが敷かれ、処分場からの排水は一度全て浸出水調整槽という設備に集められます。そこで薬剤処理、沈殿、ろ過、活性炭吸着などの処理を経まして水質基準を満たして排水されることとなっております。

これまでの経緯でございますけども、令和五年十一月以降、この事業者は処分場の設置が予定されている地区の住民に対して説明会を複数回開催しております。その後、令和六年一月には、事業者と同地区の間で廃棄物処分場に関する環境保全協定が締結されております。その際には伊万里市長が立会人となっております。こうした手続を経て同年三月、事業者から県に設置許可申請が提出されました。

県は、この計画について地元住民に近い基礎自治体の伊万里市に対して意見照会を行ったところ、伊万里市からは産業廃棄物処分場について反対の意見はございませんでした。

このため、あとは当該処分場が法令に基づく技術基準を満たしているかということについて県の専門委員会では有識者の意見を聞くなど、問題がないことを確認し、本年二月に設置許可を行ったところでございます。

その後、新聞報道などを契機に伊万里市民から様々な声が上がリ、伊万里市においては、七月以降、これまでに三回市民向けの説明会を開催されております。その際には県も許可権者として対応しております。

次に、現在の様々な意見についての受け止めでございます。

現在、周辺住民等から設置反対の意見書が提出されております。また、市民向け説明会などにおいても、大雨の際も大丈夫か、伊万里湾での漁業への影響が心配、報道で初めて知った、風評被害が心配など、施設の設置に不安、懸念を述べられる御意見が数多く出されております。

この施設の許可に当たっては、繰り返しになりますが、地元と事業者が協定を締結し、その際、伊万里市長が立会人となっております。また、基礎自治体である地元伊万里市からの反対の意見もなく、また、技術的な問題もなかったことから、許可を行ったところでございます。

しかしながら、様々な意見が出されている現状において伊万里市長からは、こういうふうな状況では着工は考え直してほしいといった発言もあっております。許可をした時点と状況が異なっているというようなことを考えております。

今後の対応についてでございます。

伊万里市民から様々な不安や懸念の声が多く寄せられている現状を踏まえて、伊万里市は今後も事業者に対して市民への丁寧な説明を求めると聞いております。また、事業者自らも、地元の御理解が得られない限り、事業を続けていけない、地元の御理解が得られるよう真摯に対応していく、着工の時期を再検討するといったことを述べております。

住民などからの反対、不安、懸念などの声があり、また、こうした事業者の発言や伊万里市長の発言など、様々な状況を踏まえれば、処分場の設置が簡単に進む環境になりにくいのではないかとこのように考えております。

現在も住民から丁寧な説明を求める声や、理解が得られない場合は施

設の着工をしないではしいといった声があり、県は処分場の設置に当たっては、地元住民の意向や理解が何より大切という基本的な考えの下、地元の意見に寄り添った丁寧な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ 私からは、佐賀酒を守るための酒米の安定生産についてお答えいたします。

佐賀酒の原材料である酒米については、昨年から続く米価の高騰の影響により、県内の酒蔵では、酒造りに必要な原材料の仕入価格の高騰に加え、必要量そのものの確保も難しくなっている状況でございます。

こうした中、佐賀の大切な伝統文化として、また世界に誇る産業としての佐賀酒を守るため、去る六月県議会で三つの課題、一つ目として原料米の価格高騰対策、二つ目として来年度の酒米の確保対策、三つ目として収量の多い新品種の開発を挙げたところでございます。

原料米の価格高騰については、産業労働部が既に昨年度の二月補正で措置した対策を実施中であることから、残り二つの課題についてお答えいたします。

まず、来年度の酒米の確保対策についてでございます。

従来から酒米については、収量は少ないものの、主食米より価格が高く、単位面積当たりで見ると、酒米のほうが販売額が高いことを背景に、農家の方々は酒米を作付されてきました。しかしながら、昨年からの主食用米の価格高騰により、酒米と主食用米との単位面積当たり販売額が逆転したため、酒米から主食用米への作付転換が進んでおります。

このような中、令和八年産の農家の方々に酒米を安心して作っていた

だくことで、佐賀酒に必要な酒米を安定的に確保する必要があります。このため、令和七年産の酒米と主食用米との販売額の差に相当する額を応援金として、例えば、山田錦で言いますと、十アール当たり五万円を県内酒蔵との契約に基づく令和八年産の作付面積に応じて交付することとして、今議会に提案させていただいているところでございます。

また、米価をめぐる情勢が大きく変動し、酒米を作ることが難しい状況の中で、酒米を作り続け、本県の伝統文化である佐賀酒を共に育み、支えていただける農家の方々を「佐賀酒の守り手」として認定する制度を創設することで、酒米農家の皆様への敬意と感謝の気持ちを伝えていきたいというふうに考えております。

次に、収量が多い新品種の開発についてでございます。

近年の夏場の高温により、既存の酒米品種において品質の低下が見られる中で、県農業試験研究センターでは、そうした状況下でも安定して収量が多い酒米の新品種を開発中でございます。

今回、県農業試験研究センターに酒米の分析機器等を追加で整備するなどして、新品種開発を加速化することとしております。

酒米の確保が全国的に難しい状況の中で、新品種の現場導入を早期に実現することで、県産酒米の安定生産、安定供給につなげてまいります。

これらの三つの取組を産業労働部とも連携して、「佐賀酒・酒米応援緊急パッケージ」として実施することにより、窮地に立たされている佐賀酒を複合的に支援してまいります。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ 改めまして、今般の事案は県警察に対する県民の信頼、警察活動への信頼を大きく損なうものであり、大変申し訳な

く、また重く受け止めております。

事案の概要と発覚の経緯についてお答えします。

本件は、県警察科学捜査研究所においてDNA型鑑定作業に従事していた四十歳代の職員が、平成二十九年六月から令和六年十月までの間、作業を実際には行わないまま、DNA型は検出されなかったなどの虚偽の結果を作成する、作業の実施後、その資料の一部を紛失する、作業の実施後、決裁を経るに当たり、作業した日付を決裁の直前の日付に書き換えるなどといった、合計百三十件の不適切な取り扱いをしていたというものであり、この職員を懲戒免職処分とともに、同人による虚偽有印公文書作成・同行使、虚偽無印公文書作成・同行使、証拠隠滅の事実を佐賀地方検察庁に送致したというものであります。

本件は、令和六年十月十六日、科学捜査研究所において、当該職員が担当したDNA型鑑定の鑑定結果について、その決裁中に鑑定結果を精査した上司の職員の指摘により判明したものであり、その後、科学捜査研究所において、当該職員が担当した全ての鑑定を確認することとし、その結果、当該職員による不適切な取り扱いが多数あることが判明したというものであります。

県警察におきましては、当該職員が単独で担当した全六百三十二件のDNA型鑑定について、資料が残存していた百二十四件の再鑑定を実施するほか、関係する資料や電子データの精査など、徹底した確認作業を実施するとともに、同人の行為が法令に抵触することが明らかとなったことから、合わせて捜査も進め、今般、懲戒免職処分等に至ったというものであります。

公判への影響がなかったと判断した理由についてお答えします。

当該職員が担当した鑑定作業のうち百三十件については、不適切な取り扱いがあったことが認められたところでありますが、それらはいずれも作業を実際には実施していないにもかかわらず、DNA型は検出されなかったとしたり、作業の実施後、残存していた資料を紛失したり、作業の実施後、決裁を経るに当たり、作業した日付を決裁の直前の日付に書き換えたりといったものであり、鑑定作業を実施するに当たり鑑定資料自体に手を加えるなどの取り扱いはなく、例えば、検出されていないものを検出されたとしたなどといった取り扱いは一切認められなかったものであります。

また、申し上げたとおり、当該職員が担当した鑑定については、資料が残存していたものは全て再鑑定を実施し、その他のものについても関係する資料や電子データを精査するなどして、捜査に影響がなかったことを確認したところであります。その上で、当該職員がDNA型鑑定を実施し、事件送致した全てを佐賀地方検察庁に共有し、確認を依頼したところ、送致された資料については、処分の決定や公判における証拠として使用された事例はない旨の回答を得ているところであります。

以上を踏まえまして、公判への影響はないものと考えているところであります。

本事案を受けた再発防止策についてお答えします。

今回の事案は、当該職員において、その職責への自覚が大きく欠落していたことによるものと考えられるところではあります。それに加え、科学捜査研究所における幹部職員による業務管理の在り方、公文書の取り扱いの在り方などといった面でも大きく改善を要する点があったものと考えております。

そういったことを踏まえまして、県警察におきましては、再発防止策として、職員一人一人の高い倫理感の涵養、公文書の適切な取り扱いや幹部職員による適切な業務管理の徹底、科学捜査研究所における鑑定作業の各段階でのチェック体制の見直しとチェック機能の強化のための各種の措置を講じることとしております。

特に、科学捜査研究所においては、上司が担当者による鑑定作業の着手から終了までの各段階に立ち会い、鑑定記録や資料の内容を確認するなどのチェック機能の強化、研究員の増員、鑑定作業の支援担当者の配置、鑑定を囑託する警察署等との調整窓口の設置などの体制の強化といった措置を図り、その万全を期すこととしております。

県警察といたしましては、今回の事案を重く受け止め、強い危機感を持って再発防止のための各種の措置をしっかりと進めてまいります。

以上でございます。

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩いたします。

午前十一時五十二分 休憩

○ 開 議

◎副議長（八谷克幸君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◎徳光清孝君（拍手）登壇＝県民ネットワークの徳光清孝でございます。通告に従いまして、県政の諸課題について順次質問をいたします。

山口知事、甲斐教育長、そして福田警察本部長並びに執行部の方々の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

まず一番目の質問は、佐賀駐屯地についてであります。

本年七月九日に佐賀駐屯地が開設され、その日のうちに一機目のオスプレイが配備されました。その後も順次オスプレイの配備が進められておりまして、八月十二日には十七機全てが完了したと承知をしております。また、九月七日には佐賀駐屯地の開設記念式典が開かれたと聞いております。

オスプレイが佐賀駐屯地に配備された以降、飛行訓練も始まりまして、相浦駐屯地や大村航空基地、目達原駐屯地、築城基地など九州各地の駐屯地や基地へ飛行し、訓練を行っております。また、九月十一日から始まりました日米共同訓練にも佐賀駐屯地所属のオスプレイ四機が参加をしております、訓練中の基盤基地となります鹿屋航空基地を拠点として、各演習場での訓練が行われております。さらに今月下旬からは、佐賀での夜間飛行訓練が始まると聞いております。

佐賀駐屯地開設後、県駐屯地調整室は、オスプレイの運用に伴う緊急時も含めた総合調整を担っていくとされております。飛行訓練が開始されて以降は、県民の一番身近な問題として騒音対策があるのではないかと感じております。そのオスプレイの騒音に対しまして、九月十一日に

開かれました市民団体主催の学習会で、琉球大学の渡嘉敷准教授が「『オスプレイの低周波音は生活環境に悪影響がある。佐賀でも、厳しい目と耳を持ち続けてほしい』と呼びかけた。」と報道されております。そこで、次の点について伺いをいたします。

まずは、駐屯地建設に伴う影響についてであります。

駐屯地建設時は、ダンプカーが県内の道路を昼夜を問わず通行することに伴いまして、騒音や振動などの被害、交通渋滞や交通事故などが心配されておりました。現在、主な工事は完了しております。これまでに住宅被害の相談や道路の補修が必要になった箇所等、そういった事例があったのかどうか、まずお尋ねをいたします。

次に、オスプレイ配備後の対応についてであります。

先ほど述べましたように、駐屯地調整室はオスプレイの運用に伴う緊急時も含めた総合調整を担っていくものであります。オスプレイの飛行訓練コース、あるいは夜間飛行訓練の内容、騒音対策など、県は佐賀駐屯地とどのように調整をしているのかお尋ねをいたします。特に騒音の測定体制はどうなっているのかお伺いをいたします。

佐賀駐屯地の問いでは最後になりますが、災害時におけるオスプレイの活用についてであります。

九月一日、山口知事が佐賀駐屯地を訪れ、佐賀駐屯地の青山司令をはじめ、隊員の方々と災害時におけるオスプレイの活用などについて意見交換を行ったと聞いております。そして、オスプレイにも搭乗されたと承知をしております。その際、知事は、オスプレイが災害時のオプションとして活用できるという旨の発言をされております。私は、単純に物資を運ぶだけであるならば、もっと適したヘリコプターがあるのではな

いかと考えております。仮に災害時に活用できるのであれば、今後の佐賀県の防災訓練への参加なども予想されるのではないかと受け止めております。

そこで、災害時におけるオスプレイの活用について、山口知事の所見をお伺いいたします。

二番目の質問は、林野火災への対応についてであります。

令和六年版消防白書によりますと、令和五年の全国の林野火災の出火件数は千二百九十九件、焼損面積は八百四十四ヘクタール、死者数は八人、損害額は一億二千五百十九万円となっております。特に林野火災は二月から四月が多く、今年の二月二十六日には岩手県大船渡市において大規模な林野火災が発生したことは皆さんも記憶に新しいところだと思っております。その延焼面積は三千三百七十ヘクタールに上り、死者が一人、全壊した住宅を含めまして二百二十六棟が焼けた大規模な林野火災でありました。その後も、岡山、愛媛、宮崎、三重など各県で林野火災が続いております。

このような状況にしまして、専門家は地球温暖化との関連を指摘し、日本でも大規模山火事時代に突入したと警鐘を鳴らしております。

国におきましても、大船渡市における大規模林野火災を受けまして、消防防災対策のあり方に関する検討会を設置しまして、八月二十六日に報告書をまとめ、公表されております。その内容は、「林野火災における予防・警報のあり方」や、「大規模林野火災に対応できる消火体制のあり方」など四項目になっています。火災に関する予防や消火、対策というものは、基本的には市町村消防本部の業務であり、大規模な火災に對しましては、消防組織間が応援協定を結び、対応に備えていることは

承知しております。しかし、大規模な林野火災が佐賀でも想定される中、県としてもどう関係機関と連携をし、備えていくかが問われていると思っております。

そこで、県としてどのような対策を行っていくのか、次の点についてお伺いをいたします。

まずは、予防対策についてです。

当然ながら、林野火災を起こさないように予防することが重要であります。林野火災の原因の多くは、野焼きや登山者、ハイカーなどの火の不始末によると言われております。林野火災の予防対策を今後どのように強化していくのかお尋ねをいたします。

次に、林野火災用消火設備の導入状況についてであります。

林野火災にしましては、林野火災用消火設備を整備することが求められております。

そこで、県内消防本部の林野火災用消火設備の導入状況はどのようになっているのでしょうか。また、大船渡市の大規模林野火災を受けまして、新たな設備導入を検討しているのかどうかお尋ねをいたします。

林野火災では最後になりますが、関係機関との連携、訓練についてであります。

林野火災は、対応が遅れると市町村境や県境を越えて火災が拡大することになります。迅速かつ効果的な消火活動を実施するためにも、関係機関との連携が重要と考えております。林野火災時に関係機関との連携をどのように行っていくのでしょうか。また、林野火災を想定した訓練はどのように行っているのかお尋ねをいたします。

三番目の質問は、玄海原子力発電所上空で三つの光が確認された事案

についてであります。

去る七月二十六日夜に、玄海原子力発電所の上空に三つの光を警備員、そしてその後、警察官も目撃した事案が発生をいたしました。当初はドローンと思われると報道されていましたが、今現在、目撃された物体がドローンだったのかどうか、はっきりとは確認はされておりません。ドローンなどの小型無人飛行機であれば、小型無人機等飛行禁止法によりまして、原子力発電所、その他の重要施設及びその周囲おおむね三百メートルの周辺地域の上空における飛行は原則禁止をされています。

ロシアのウクライナ侵攻において、ドローンなどの無人機による武力攻撃が頻繁に行われておりまして、現実にはドローンが兵器として使用されております。今回の事案が発生したことに対して、原子力発電所をドローン等が攻撃するということが現実味を帯びてきたと、県民の中には不安を感じている方もいらっしゃると思っております。

今回の事案に対して、県が主体的にできることはあまりないのかもしれませんが、県民の不安を払拭させるためには、できる限りの対応をすることが県に求められております。県議会へは今議会の議案勉強会の中で、九州電力や関係機関に対してこれまで県が行った対応が報告をされました。しかし、その内容は、あまり県民には広く伝わっていないのではないかと、県民は不安を抱えたままではないかと思っております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、今回の事案が発生したことについて、山口知事はどう受け止めているのかお尋ねをいたします。

次に、県の対応についてであります。

県は、今回の事案を受けまして、九州電力や国、治安機関等に対して、

これまでどのような対応を求めたのでしょうか。また、今後どのような対応を求めていくのかお尋ねをいたします。

昨日、九州電力が公表いたしました対応状況ということで、「通報連絡に係る課題と検討方針」として、第一報通報までの即時性、事案認知後の判断、国との情報連携などの改善。通報連絡以外では、飛行物体飛来時の撮影方針、監視の強化、設備面では監視機材の整備など、このように書かれております。また、ドローン検知装置の導入やジャミング装置等によるドローンへの対処なども、今後さらに検討すると公表されております。県の答弁、よろしくお願いをいたします。

四番目の質問は、DNA型鑑定に係る不適切な事案、つまり不正が発覚した事案についてであります。

この質問については、私で本日三人目になります。大体質問したい内容も重なっております。したがって、答弁は同じようになるとは思っておりますが、私なりの表現で質問したいと思いますので、しっかり答弁をよろしくお願いいたします。

九月八日に佐賀県警科学捜査研究所の技術職員が、DNA型鑑定で虚偽の書類を作成するなどの不正行為を行っていたことが明らかになりました。不正は七年間にわたり、百三十件にも上っております。県警は当該職員を懲戒免職処分とし、特に悪質だった十三件について書類送検したと聞いております。

この不正は、警察全体に対する県民の信頼を失うものであると同時に、公判における物証の信頼も揺らぐものであり、極めて重大かつ深刻な問題であると受け止めております。

その後、この不正問題に対しまして、県弁護士会が、非難する会長声

明を明らかにしております。また、佐賀地検の青野仁次席検事は定例会見で、再発防止策が適切に対応されているかどうか、今後注視していくと述べたと報道されております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、不正事件の発生に至った要因であります。

七年間にわたって不正が発覚しなかったことは、とても信じ難いことだと受け止めております。個人の責任も当然ありますが、個人の責任というよりは、組織的なチェック体制が機能していなかったからだと判断せざるを得ません。不正に至った要因についてはどう考えているのかお尋ねをいたします。

次に、公判への影響についてであります。

不正があったDNA型鑑定の十六件が証拠として検察に送られたと報道されております。その上で、県警察は検察庁に確認をし、裁判所の協力も得て精査した結果、公判には影響していないと判断しております。

ただ、やっぱり証拠として検察に送られていますので、公判に何らかの影響が出ていると考えるのが私は普通ではないかと思っております。公判に影響がないと判断した根拠は何なのかお尋ねをいたします。

次に、再発防止についてであります。

このような不正は、当然ながら絶対にあつてはならないことであります。県警察の捜査や公判の公平性などへの信頼を大きく損ねた問題であります。その意味では、しっかりと原因を究明し、二度と起こさないような再発防止策を徹底することが重要であると考えております。どのようにな再発防止策を徹底するのかお尋ねをいたします。

この問いでは最後になりますが、信頼の回復についてであります。

県民の信頼を回復するためには、県警察による真相解明や再発防止策の検討だけではなく、外部委員による第三者委員会を設置して進めていくべきだと思いますが、そのことについてどう考えるのかお尋ねをいたします。

最後の質問になりますが、五番目の質問は教育問題についてであります。

まずは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正」についてであります。法律名長いので、給特法と略します。

これは教育職員には原則として時間外勤務手当や休日勤務手当が支給されないで、その代わりに給料月額額の四％に当たる教職調整額が支給されております。この四％は一九六六年当時――約六十年ぐらい前ですが――の月平均残業時間が約八時間だったということに基づいて算出をされております。

教員の働き方改革の一層の推進や子供たちへのよりよい教育の実現を目指して、給特法等の一部が改正されました。その主な改正点は、教職調整額の段階的な加算が来年一月一日に施行されること。教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定公表、実施状況の公表の義務づけや、主務教諭という新たな職の創設などが来年四月一日に施行されることなどであります。

この改正に関しましては、評価する一方で、廃止や減額される手当があること、公立幼稚園については、教職調整額の段階的な加算が適用されていないことなどの課題が指摘をされております。さらに、今回の改正で、本当に時間外在校等時間、まどろっこしい言い方ですが、いわゆる

残業時間、勤務時間ということなのですが、これの縮減につながるのかどうかと懸念する声も出ています。

この改正法案の国会審議の中でも、このような様々な課題に関して言及されておりまして、法案成立に当たっては、複数の附帯決議がなされておりまして、

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてであります。

この計画の策定は、関係団体から広く意見を聞く必要があると考えておりまして、市町教育委員会でも、それぞれの計画を策定しなければなりません。県教育委員会では、計画の策定に向けてどのように取り組むのかお尋ねをいたします。

次に、主務教諭の創設についてであります。

新たな職として主務教諭を創設することは、各自治体の判断となっております。主務教諭を設置する場合は、業務量が増えないことや給与の引き下げなどを行わないことなど留意すべきことがあり、職員団体とも協議すべきものと考えております。

主務教諭の役割や必要性、創設について、県教育委員会ではどのように考えているのかお尋ねをいたします。

次に、時間外在校等時間の縮減についてであります。

重要なことは、これを確実に縮減させて、教員の働き方改革の実現につながるよう取り組むことだと考えております。

国では実態をつかむための調査が予定されているようですが、教員の持ち帰り業務が増えるのではないかと懸念も指摘されており

ます。持ち帰り業務の時間を含めて、教員の勤務時間の調査、把握が必要であり、確実に時間外在校等時間の縮減につなげるために、県教育委員会ではどのように取り組むのかお尋ねをいたします。

最後になりますが、特別支援教育の充実についてであります。

県内の特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒の数は年々増加傾向となっております。特に特別支援学級の増加は顕著であります。

現在、鳥栖特別支援学校が整備をされておりまして、来年四月に開校予定であります。これで県立の特別支援学校は九校一分校となりまして、特別支援教育はさらに充実することになりますが、今後も特別支援学校の在籍児童生徒数は増加するものと考えられます。

また、特別支援学級は、毎年県内で約五十学級ずつ増えておりまして、教員や教室の確保など、課題になると考えております。

このような状況の中で、特別支援学校の整備や特別支援学級の充実に向けてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

以上で一回目の質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇＝徳光清孝議員の御質問にお答えします。

佐賀駐屯地についてお尋ねがございました。

七月九日に佐賀駐屯地は開設されました。安全の確保が最も大切なことでございます。

現在は、駐屯地調整室から日況というか、その日あったことについて毎日報告を受けておりますけれども、当分の間これを続けて、よく注視をしておきたいと思っております。

災害時におけるオスプレイの活用についてお尋ねがございました。

これまでも陸自のほうからオスプレイの災害時の活用という話については承っておったわけですが、私自身は、実際どのような場面で使えばその性能を生かせるのかというイメージはあまりできていませんでした。今回、九月一日にオスプレイに搭乗したわけですが、あわせて、駐屯地にて災害時の活用について説明を受けました。そして、青山司令をはじめ、駐屯地の隊員の方々と意見交換を行いました。そこで自分なりに理解を深めることができたと感じているので、現時点での私の考え方を答弁したいと思います。

オスプレイの特徴というのは、回転翼航空機で離陸した後、固定翼航空機のような形で真つすぐに飛ぶことができるということに大きな特徴があるわけですが、そのときのスピードは、いわゆる一般のヘリコプター、回転翼航空機の倍以上、倍と思っていただいたらいのかなと思っています。そして、いわゆる航続距離というのは、いわゆるCH、チヌークという大型の輸送ヘリコプターがありますけど、あれの倍以上あって、普通の小型のヘリに比べると、三倍だったり四倍だったりの航続距離があるというところに大きな特徴があるということがまず前提であります。

その上で、じゃ災害のときにどう役立つのかと私なりに考えたときに、まずよく考えられるレスキューですね。つり上げて孤立者や避難民を助けに行くというやつなんですけれども、これはちょっと一般ヘリのほうがいいのかなと思っておりまして、ただ、よく聞きますと、いわゆるホイス機能というのはオスプレイにもあると。あるということではあるんですけれども、通常考えれば分かるように、そこは認識しつつも、通常のヘリよりはちょっと優位性が低いんだけれども、そういうホイス

ができるオスプレイが佐賀空港にはあるんだよという意識は持っておくべきだろうという意味で、使えないことはない。ただ、やはり通常有効なヘリを最優先に考える。もちろん「かちどき」なんかもそうですけれども、周辺の都道府県から参集するヘリを優先に考えるべきだろうというのが今の私の認識です。

では、オスプレイの優位性というのは何かというと、人員や物資の中長距離搬送を高速で機動的に行えるというのは、オスプレイの優れたところなんだと思っています。

そうしますと、例えば、遠くの都道府県で何かがあったときに、そこを支援していくというのには役立つだろうと。

それから、佐賀県が被災したときに何かしら県外から人員だったり要員を運んでもらいたいときの手段としては、支援要員、物資の搬送という意味では選択肢になるだろうというふうに思っています。

そのほか、佐賀県は御案内のとおり、原発が立地しております。いざというときの初動の情報収集はとても大事だと思っていて、我々も「かちどき」を導入したりしているわけですが、御案内のとおり、「かちどき」にしても県警ヘリにしても、定期点検のときもありますので、そういったあらゆる状況を考えると、佐賀空港に常駐しているオスプレイというのも選択肢の一つにはなり得るのかなというふうに思っています。

また、佐賀県内の災害時などで、住民避難を伴うものとなったときに、これはオプションとして、例えば、離島からの住民避難も含めて、七つの離島にオスプレイは降りられますので、そういったことも含めて、最初から想定はしませんが、我々がオプションを考えるとときには常に意識して、何も手段がなくて困ったときのことという意味では大いに役立つ

のではないかなというふうに思います。

ということで、今、検証はこの程度なんですけれども、さらに幅広く災害対応にも活用できることがないかどうかは、今後とも自衛隊とも連携させていただいて、検討を加えて、災害にも生かしていくような形で進めたいと思っております。

続きまして、玄海原子力発電所上空で三つの光が確認された事案について、まず受け止めについてお答えします。

こちらについても、原子力発電は、何度も申し上げておりますとおり、何よりも安全が最優先だということをいま一度申し上げておきたいと思っております。

今回目撃された三つの光の正体は具体的に何だったのか、これまでの調査では確認されておりません。あらゆる可能性というものがあると思います。無人機による組織的、意図的な偵察行動であった可能性も否定してはいけないと思いますし、何らかの光だったのではないかといったことも考えられるし、様々な可能性があるとは私は思っております。様々な皆さん方の意見もお伺いしましたけれども、特定には至っております。いずれも明確に確認されたものはございませんという状況です。

光の正体が何であったとしても、原子力発電所の敷地内、立ち入り制限区域内に何かが侵入するということは許されることではないというのは、徳光議員の御指摘のとおりだと思います。ですので、これを機に治安当局と事業者がさらに連携して対策を強化していくことは大事なことであります。私もかねてから九州電力に三つの約束を求めています。そのうちの一つに、あらゆる事態に幅広く対応できる危機管理体制を構築することを求めてまいっております。

九州電力においては、今回の事案への対応を踏まえ、上空からの侵入に対して改めて点検を行い、危機管理体制を検証することが大切です。そして、あらゆる可能性を排除せず、警察、海上保安庁、自衛隊といった各治安機関と協力して、こうした事案を許さない対策を講じていくことが求められていると思います。

原子力発電は何よりも安全が最優先でありますので、このことを九州電力におかれては改めて肝に銘じて、常に緊張感を持って取り組んでいただきたいと考えております。

続きまして、県の対応についてであります。七月二十六日の夜、九州電力から電話連絡を二十二時頃受けたわけでありましたが、その夜のうちに平尾防災監から、警察、海保、自衛隊などの各治安機関と協力してこうした事案を許さない対策を講ずるように要請したところであります。

また、その四日後の七月三十日にももと予定されておりました第百回の佐賀県原子力環境安全連絡協議会では、今回の事案を急遽最初に取り上げて、危機管理体制を検証することや、あらゆる可能性を排除せず、各治安機関と協力してこうした事案を許さない対策を講じることを申し入れました。基本的に核物質防護に係る情報のため公表できないこともあるわけでございますけれども、九州電力に対しては、新たな対策を講じる場合には公開できる情報は速やかに共有し、積極的に公表するように求めています。

発電所上空の備えは、国内全ての原子力発電所の信頼に関わるものであり、これは国全体で考えていくべきことであります。今後も九州電力や治安機関などの取組を注視し、各関係機関に緊張感を持った対応を求

めてまいります。

そのほか、徳光議員から御紹介がありましたけれども、九州電力からの対応を含めて、詳細につきましては県民環境部長から補足させます。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀駐屯地について二点お答えいたします。

まず、佐賀駐屯地建設に伴います住宅や道路への影響についてです。

佐賀駐屯地の整備に係る造成工事におきましては、令和五年六月から令和六年五月までの約一年間、県内四カ所の土砂採取場から市街地などを通り、土砂の運搬が行われました。この間、ダンプトラック延べ約十二万台が使用され、約五十一万立方メートルの土砂が運搬されております。

運搬に伴うルート沿線の住宅や道路の路面への影響ということで、その対応状況について防衛省に確認しましたところ、まず、住宅被害は確認されていないとのことです。

次に、道路につきましては、佐賀市及び唐津市の土砂採取場から県道に至る経路となりました市道の六路線のほか、佐賀空港線や佐賀川副線など県道四路線と国道二百六十三号で路面の損傷等が確認されましたことから、防衛省におきまして、舗装補修や段差のは正等の補修工事が合計二十八回行われたとのことで、この約半分は駐屯地周辺の県道の補修工事となっております。この土砂の運搬経路や交通安全対策につきましては、防衛省、県、関係する市、それと県警察本部の間で意見交換を行いつつながら、県民生活等への影響が緩和されますようルートの変更や運行時間帯の見直しなどに随時対応していただいたところです。

佐賀駐屯地では、今後も体育館や倉庫、火薬庫、車両整備場などの工事が継続されます。引き続き、安全に、そして周辺環境に十分配慮して

工事を実施していただくよう防衛省に求めてまいりたいと思います。

次に、オスプレイの配備後の県の対応等についてお答えします。

県では、今年四月に設置しました駐屯地調整室におきまして、オスプレイの運用や飛行訓練の具体的な内容などに関し、随時、駐屯地と意見交換や各種調整などを行っているところです。その中で、騒音対策につきましても、離着陸時において空港南側の場周経路を高度三百メートル以上で飛行することを基本とすることや、住宅地や市街地、病院等の上空の飛行を極力避けることなど、これまで防衛省が県に説明してこられた内容について改めて確認し、その徹底を求めています。

また、騒音の生活環境への影響ということで申し上げますと、県では、平成二十九年五月に「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理素案」を公表しており、防衛省の騒音影響予測についても五回にわたり質問、回答を繰り返しまして、内容については確認、検討を行っております。

その結果、予測方法や予測条件について特に不合理な点はなく、予測上は「環境省が定める環境基準の五十七デシベルを超える範囲に住宅はない」ということを確認しております。

一方、空港周辺では、これまでも県民環境部におきまして、環境基本法を考慮した騒音調査を実施しています。具体的には、空港周辺の住宅地や飛行航路直下の住宅地の計四地点について、隔年で二地点ずつ、ローテーションで調査を実施してきましたが、オスプレイの運用が始まった今年度はこの四地点全てについて調査を実施することとしております。また、佐賀空港事務所では、公害防止協定に基づきまして、滑走路延長線上の堤防と直近の住宅地の計三地点でこれまでも騒音調査を実施しております。

さらに今年四月には、県、佐賀市、防衛省及び有明海漁協の四者で構成する環境保全と補償に関する協議会を新たに設置しまして、騒音に関するこれらの調査結果についても共有し、必要に応じ対応を協議することとしております。

今月二十九日以降、夜間の飛行訓練が開始され、その後も低空飛行訓練が開始される予定となっております。この夜間飛行訓練は十七時から二十二時までとされておりまして、駐屯地のウェブサイトに訓練予定日を一週間前から掲載をして、終了予定時刻も記載されることになっております。

こうした夜間飛行訓練や低空飛行訓練では、騒音の影響が大きくなりやすいと考えられているほか、音の感じ方には個人差もありますことから、県民の皆さんの中には生活環境への影響を懸念されている方もおられると思います。

県としましては、引き続き状況を注視し、県民の皆さんの懸念が緩和されるよう、防衛省に対し訓練に関する情報提供を適宜適切に行うなど、丁寧な対応を求めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ 私からは、玄海原発上空の三つの光に関する県の対応について、知事の答弁を補足させていただきます。

去る七月二十六日の二十二時頃、九州電力からの第一報を受け、防災監である平尾副知事のほか、私を含めた担当職員が県庁に参集し、情報収集に当たりました。そして、その夜のうちに、日付としては翌日になりますけれども、その夜のうちに平尾副知事から九州電力の幹部に対して申し入れを行っております。また、その四日後には知事から改めて九

州電力に対して申し入れを行っております。その申し入れの内容につきましては、先ほど知事がお答えしたとおりでございます。

今回の事案は核物質防護に関わるものであり、機微な情報も含まれております。分からないから不安ということもあると思います。このため、九州電力に対しては、今回の件を踏まえて新たに講じる対策などについては、公開できる情報は積極的に公表するよう求めているところでございます。

そうした中、昨日、九州電力においては、現時点で事業者としてできる対策として、緊急時には敷地内でデジタルカメラなどで動画や静止画を撮影できる運用を開始していること。夜間に上空を照らす投光器の配備や暗視スコープの配備数量の拡充を計画していること。さらに、関係機関と協議しながら、ドローン検知装置の導入に向けた検討を行っていること。ジャミング装置などによるドローン対処に係る方策を引き続き検討することなどを公表されております。

また、通報の即時性について、事案の認知から第一報通報までの対応手順、対応者、役割の整理。事案確認後の判断に関して、核物質防護事案該当の判断基準の明確化。情報の正確性に関して、確定情報か不確定情報か、この正確性を確保することといった、今後の改善に向けた検討方針を示されたところでございます。

また、警察、海上保安庁、自衛隊、原子力規制庁と全国の原子力事業所で構成する原子力発電所等警備連絡会議において、原子力発電所への上空からの侵入を防ぐための具体的な対策が協議されると聞いております。

原子力発電所上空の備えは、玄海原発だけの問題でなく、日本全国の

原子力施設に共通する課題でございます。県としては、関係する省庁に對しまして県の政策提案を行うほか、全国の原子力発電所立地道県などとともに連携し、各治安機関等が事業者と連携して、あらゆる可能性を排除することなく、早期検知の強化や万一の侵入に備えた具体的な対策の強化に取り組むよう、改めて要請していきいたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎高塚危機管理・報道局長 登壇〓私からは、議員お尋ねの山林火災の対応について、三項目についてお答えいたします。

まず、予防対策の強化でございます。

今年二月の大船渡市の大規模な林野火災を受けてまして、国は消防防災対策のあり方に関する検討会を行っております。この検討会におきまして、はつきりとした原因の特定はできないものの、林野火災の原因はたき火などの人為的な要因によるものが多いことや、乾燥、強風といった特定の気象条件下で大規模な火災に発展することなどが確認されたところでございます。

これを受けまして、林野火災予防の実効性を高めるため、消防本部が属する自治体が制定します火災予防条例の見直しが現在行われているところでございます。

主な内容としましては、たき火が消防本部への届け出が必要な行為であることを明記する。二項目めとして、林野火災の予防上の注意を要する気象条件、状態になったときに、林野火災注意報を発令できるようにする、この二点となっております。

県としましては、たき火の届け出も、林野火災注意報も、しっかりと

地域住民にその必要性を理解してもらわなければ効果がないと考えているところでございます。そのため、注意報が発令されたときは、防災無線やケーブルテレビなどによります広報、森林所有者や営林、営農者に条例の内容を周知するなどの取組を、県、消防本部、市町の担当部局が連携して進めていくこととしております。

続きまして、二項目めでございます。林野火災用消火設備の導入状況でございます。

林野火災用の消火設備につきましては、消防庁が推奨します背負い式消火水のう、また熱源を確認する装置でございます熱画像直視装置といった小型の設備は、既に県内の各消防本部が導入しているところでございます。

一方で、同様に検討会で推奨されております水槽がついた消火車両など、大型の設備は、道路が狭く、活用する機会が少ないなどの理由で現時点で導入されておらず、導入に向けての具体的な検討も行われていないというところでございます。

ここで改めて県内の各消防本部に対して、この消火設備についてどのようなものが有効なのかということを改めて確認しましたところ、林野火災で有効な消火方法はヘリによる空中消火であるとの意見でございました。ヘリは散水用のバケットをヘリに取り付けることができ、空中から一度に多くの水を散水可能となっております。

今年三月、伊万里市で発生しました林野火災では、県の防災ヘリ「かちどき」が空中消火を実施し、消火開始から五十分で鎮火させております。このように防災ヘリが十分に効果が出ているものと考えているところでございます。

続きまして、最後の三項目でございます。関係機関との連携、訓練についてでございます。

林野火災など、火災現場までのアクセスが容易でない場合は、ヘリによる空中消火が有効でございます。県内におきましては、林野火災が発生した場合、防災ヘリ「かちどき」が配備されている防空センターに速やかに一報が入る仕組みとなっております。正式に林野火災に向けた出動要請があった場合、即時の対応が可能となっておりますところでございます。

また、「かちどき」一機だけでの対応が難しいときには、協定に基づきます九州各県の防災ヘリへの応援要請、さらに緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請をちゅうちよなく行うこととしております。

こうした事態に備えまして、県では消火活動に当たってもらいます消防本部や自衛隊など、実動機関のトップであります知事はもちろんのこと、担当レベルでも日頃からの意見交換を行い、顔が見える関係づくりを構築しているところでございます。

また、いざというとき、迅速かつ的確に空中消火を実施できるよう、防災ヘリ単独のみならず、消防本部の合同訓練を実施しまして、体制を整えているところでございます。

林野火災の対応で最も大事なことは、延焼が広がらないうちに鎮火させること、つまりほかの危機事象同様、初期が肝腎です。そのため、現地の消防機関と県が連携しまして、火災の状況をいち早く収集、把握し、適切なオペレーションを立案、実行することが何より大切だと考えております。

林野火災におきましては、ヘリによる空中消火が有効であるため、県

の防災ヘリ「かちどき」をはじめ、他県防災ヘリ、自衛隊等の実動機関と連携し、林野火災が大規模化することがないよう、引き続き取り組んでいくこととしております。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、教育問題について大きく二項目お答えをいたします。

まず初めに一項目、給特法等の一部改正についてでございます。

お尋ねがありました業務量管理・健康確保措置実施計画につきまして、文部科学大臣が定める指針に即して策定することとされており、その指針は近いうちに公表される予定と聞いております。

これまで県教育委員会では、既に策定している「学校現場の業務改善計画」に基づき、各県立学校の業務改善に取り組んでまいりました。これを基盤としつつ、国が示す新たな指針を踏まえた計画を策定することとしております。

市町の教育委員会でも同様に、現在の計画に基づき取組等が進められてきたところでありまして、今後、国から示される新たな指針を踏まえて、各市町においても計画を策定する必要があります。

県教育委員会では、今回の法改正を踏まえ、市町教育委員会に対して計画の策定やその円滑な実施に関して必要な情報提供と助言を行ってまいります。つい先月も、市町の教育長との意見交換会において情報交換を実施したところでございます。

次に、今回の法改正により新設された主務教諭についてですが、これは各自治体の判断で置くことができる任意のものでありまして、その職務は学校の教育活動に関し、総合的な調整を行ったり、若手教員のサ

ポートを行ったりすることとされています。

この職務は、県教育委員会が現在配置している指導教諭が担っている業務と重なる部分が多いと認識しております。このため、県内の状況を見ながら、どうあるべきか検討してまいりたいと考えております。

次に、時間外在校等時間についてですが、県教育委員会では、県立学校に勤務する教員の時間外在校等時間を把握し、関係の教育委員会規則で定める上限、一カ月、月四十五時間などですけれども、これを超える教職員については、校長などの学校の管理職が日頃より状況を確認し、声かけや面談など必要な対応を行っています。市町立学校においても同様でございます。

なお、持ち帰り業務についても把握をし、業務の持ち帰りができる限り生じないように取組を進められています。

県教育委員会では、学校における働き方改革の推進のため、これまでICT環境の整備による教材の共有、教職員の服務管理システムやテストの自動採点システムの導入などによる業務のデジタル化、また教員業務支援員など教員以外の人材活用などに取り組んでまいりました。

時間外在校等時間は年々改善されてきており、これまでの業務効率化や働き方改革の推進の各種取組が一定の効果を上げてきていると考えます。と同時に、もう一步またさらに進めないといけないというふうにも思っております。

今後はこれまで取り組んできた施策を検証しつつ、給特法改正の内容を踏まえ、市町教育委員会をはじめPTAや地域の関係団体と連携、調整を図りまして、時間外在校等時間の縮減をはじめ、教員としての業務に専念できるよう、やりがいを持ち、生き生きと子供たちと接していけ

るように、教育現場の声を聞きながら、県教育委員会として取組を進めてまいります。

次に、二項目め、特別支援教育についてお答えをいたします。

まず、県立特別支援学校の整備につきましては、県東部地域における特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、令和八年四月の開校に向けて鳥栖特別支援学校を現在整備中でございます。また、大和特別支援学校の児童生徒数増加に伴って、金立特別支援学校に新たに校舎を整備しているところです。この二つの大規模整備を完了させるとともに、今後も児童生徒数の伸びを推計しながら、状況に応じて対応してまいりたいと考えています。

次に、市町立小学校に設置されている特別支援学級につきましては、お話にございましたとおり、毎年度大きく増加してきております。

県教育委員会では、設置される特別支援学級の数に応じて教員の配置を行っております。あわせて、教員向けの研修などの実施により、学校における対応力向上を図っております。

幾つか御紹介しますと、県立特別支援学校の教員や医療、福祉、大学等の専門家を小中学校に派遣し、専門的な助言を実施し、また新任の特別支援学級担任を対象とした研修や、発達障害のある児童生徒の支援に関するスキルアップ研修を実施するほか、小中学校において、地域の特別支援教育の核として活動することが期待される教員を対象に、特別支援教育アドバイザー養成研修を実施しています。現在、この研修を受けた教員が約二百三十名、学校現場におられます。各校に配置されている特別支援教育コーディネーターとともに、各学校内において教職員全体への理解を深めていただきたいと考えています。

特別支援教育のアプローチ、例えば、予定や目当てを見える化するですとか、伝えたいことをシンプルに、また目で見て分かるように視覚化する、こういったことは、通常の学級でも大切なことであります。こうしたことは、全ての児童生徒にとって安心して学べる環境づくりにつながるかと考えています。

また、特別支援学級を担当する教員にとっても、ほかの教員との相互理解の上に、児童生徒の支援に共に当たることができるということは大きいというふうに考えております。

今後とも、児童生徒が学校内のいずれの学びの場においても安心して自分らしく学ぶことができるよう、また特別支援学級においても、学校全体においても、対応力向上が図られるよう、県教育委員会として努めてまいります。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ重ねまして、今般の事案は県警察として大変申し訳なく、また重く受け止めております。

本事案の発生に至った要因についてお答えします。

今般、科学捜査研究所において不適切な取り扱いをしていた職員はその動機として、上司に対して自分の仕事をよく見せるためなどと申し立てたところではありますが、その主な要因は、いわば当該職員が警察職員としての職責への自覚を著しく欠いていたというものであると考えております。しかしながら、議員御指摘のとおり、約七年間にわたり不適切な取り扱いが続いていたという事実を踏まえますと、当該職員の倫理感の欠如といった面のみならず、特に科学捜査研究所において、幹部職員による業務管理が適切であったのか、また、鑑定作業のチェック

機能が働いていたのかという点もその発生要因であったものと考えております。

公判への影響がなかったと判断した理由についてお答えします。

当該職員が担当した鑑定作業のうち、百三十件については不適切な取り扱いがあったことが認められたところでありますが、それらはいずれも作業を実施には実施していないにもかかわらず、DNA型は検出されなかったとしたり、作業の実施後、残存していた資料を紛失したり、作業の実施後、決裁を経るに当たり作業した日付を決裁の直前の日付に書き換えたりといったものであり、鑑定作業を実施するに当たり鑑定資料自体に手を加えるなどの取り扱いはなく、例えば、検出されていないものを検出されたとしたなどといった取り扱いは一切認められなかったものであります。

また、当該職員が担当した鑑定については、資料が残存していたものは全て再鑑定を実施し、その他のものについても関係する資料や電子データを精査するなどして、捜査に影響がなかったことを確認したところであります。その上で、当該職員がDNA型鑑定を実施し、事件送致した全てを佐賀地方検察庁に共有し、確認を依頼したところ、送致された資料については、処分の決定や公判における証拠として使用された事例はない旨の回答を得ているところであります。以上を踏まえて、公判への影響はないものと考えているところであります。

本事案を受けた再発防止策についてお答えします。

申し上げましたとおり、今回の事案は、当該職員において、その職責への自覚が大きく欠落していたことによるものと考えられるところではあります。それに加え、科学捜査研究所における幹部職員による業務

管理の在り方、公文書の取り扱いの在り方などといった面でも大きく改善を要する点があるものと考えております。

したがいまして、県警察におきましては、再発防止策として、職員一人一人の高い倫理観の涵養、公文書の適切な取り扱いや幹部職員による適切な業務管理の徹底、科学捜査研究所における鑑定作業の各段階でのチェック体制の見直しとチェック機能の強化のための各種の措置を講じることとしております。特に科学捜査研究所においては、上司が担当者による鑑定作業の着手から終了までの各段階に立ち会い、鑑定記録や資料の内容を確認するなどのチェック機能の強化、研究員の増員、鑑定作業の支援担当者の配置、鑑定を嘱託する警察署等との調整窓口の設置などの体制の強化といった措置を図り、その万全を期すこととしております。

信頼の回復について、また、第三者委員会の設置についてお答えします。

警察法上、県警察は公安委員会の管理に服することとされており、そしてまた、公安委員会は、各界において幅広い経験や知見を有しておられる委員によって構成されております。

現在、佐賀県公安委員会は各界の三名の委員の方々により構成されており、いわば警察外の第三者的な立場から今回の事案への対応に際しても、処分前には合計七回、処分後には既に二回にわたり、定例会議や臨時会議の場において県警察による調査の進捗状況や再発防止策について多くの御指摘、御指導をいただいているところであります。

こうした中で県警察としましては、本事案を受けて御指摘をいただきましたような第三者委員会といったものの設置について、その必要があ

るとは考えていないところであります。

改めまして、今回の事案は、県警察に対する県民の信頼、警察活動全般への信頼を大きく損なうものであり、大変に申し訳なく、また、重く受け止めております。県警察としましては、公安委員会からの御指摘、御指導もいただきながら、引き続き強い危機感を持って、先ほど申し上げた再発防止策、再発防止のための各種の措置をしっかりと進めてまいります。

以上でございます。

◎徳光清孝君 登壇Ⅱ 何点か、再質問をさせていただきます。

まず、災害時のオスプレイ活用ですが、基本的にはどうか、最初からそれを活用するような場面というのはなかなかないのかなど。オスプレイの特性を生かしたような特殊な事例という言い過ぎかもしれませんが、そういうことが発生したときにはぜひ活用したいと。だから、オプシオンというふうに表現されたということだと思います。例えば、遠くから緊急に専門家を招致するような事態が生じたとか、そのときに新幹線で来てくださいとはやっぱり言えないわけですし、そういったものに活用できるということは、そこは理解できます。ただ、佐賀駐屯地側がそういったものを想定しているかどうか、日頃の訓練の中には多分そういうことは、災害に対する訓練というのは多分やられていないんじゃないかなと思うんですね。そこはやっぱり突き合わせが必要だというふうに思いますので、その点について、今後どのように考えているのかお尋ねをいたします。

それから、佐賀駐屯地についてです。

私も担当部署の方に聞いてみたら、全国的にこの駐屯地調整室という

のを設けている県というのは実はあまりないんですね。例えば、米軍基地が相当あるところ、沖縄とか、山口とかいうところが頻繁に調整をしているということです。これもやっぱり県民のオスプレイに対する不安とか、あるいは有明海の漁業とか、漁協の皆さんとの関係もあって、佐賀では調整室が設けられたんだろというふうに思っています。ただ、これから本格的に調整室の業務というのは増えていくし、多忙化していくというふうに思います。

また、こういうことはあつてはならないことですが、基金の運用ということも考えられますし、今のところ、飛行訓練自体はそこまで頻繁ではないし、北のほうにはあまり行っていないような気もするんですね。そうなりますと、県民からの騒音だとか、あるいはコハダ漁に対する騒音だとか、この辺が一番懸念されますので、特にコハダ漁とかに対する騒音対策とか、騒音測定とか、その辺についてどう考えているのかお尋ねいたします。

それから、最後ですが、今後やっぱり業務が増えていけば、今の体制で間に合うのかということも考えられると思います。もちろん四月に設置したばかりですから、すぐ増員しますとかいうことはないと思うんですが、その点も含めて、しつかり調整室の業務の在り方というのは検討していただきたいというふうに思います。

次に、教育は質問ではなくて、特に給特法の関係は今取組が始まっていますので、取り組む中でいろいろまた課題が出てくるというふうに思っていますので、これは関係市町の教育委員会とか関係教職員の方、あるいは教職員団体とか、様々なところとしつかり協議をしていただいて、確実に残業時間を減らしていった、ゆとりのある教育現場をつくっていた

だきたいというふうに思いますので、今後も注視をしながらいきたいというふうに思います。

再質問の二つ目は、県警察に対してであります。

福田本部長は、昨年十一月二十五日に着任されました。そのときの会見というのをちよつと改めて、どんなことを発言されたのか、ちよつと調べてみました。読み上げたいと思うんですが、「県警の組織力や総合力が最大限に発揮できるよう取り組みたい」と、「日々自分の持ち場で一生懸命に取り組むことが仕事に臨む信条」というふうに述べられています。

それから、昨年十一月の定例県議会の際に、古川議員が一般質問をされて、着任の所見について福田本部長にお尋ねをされています。そのときの答弁は、「本年の県警の運営方針は、『県民の期待と信頼に応える力強い警察』」、「全ての前提として、県警察職員がそれぞれの持ち場で士気高く職務に取り組むことができるよう、十分に配慮したいと考える」、「いかなるときでも、職員と共に知恵を出し合い、力を合わせて県民の期待と信頼に応えてまいりたい」と答弁をされています。今もこの気持ちは変わっていないというふうに受け止めています。

であるならば、今回の不正事案を受けて、確かに県警内部で原因究明をしたり検証したり、再発防止策を検討して実施をするということは当然必要です。ただ、今、当面急いでやることと、じっくり検討して根本的なところからやり直す、再発防止策をするというのは、私は分けていただきたいというふうに思うんです。だから、本当の信頼回復を考えるならば、やっぱり第三者委員会を設置して、そっちのほうが、私は県民の信頼を得ることにつながるというふうに思います。

何かはたから見ていて、大変なことが起こったから急いで原因を究明して、急いで再発防止策を講じていこうという姿勢というか、気持ちはあると思うんですが、それはそれでやりながらも、やっぱり一度立ち止まって、根本的な問題というのを考えるならば、第三者委員会の設置というのは、私は必要だというふうに思いますので、以上、再質問といたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ徳光議員の再質問にお答えします。

災害対応へのオスプレイの活用についてお尋ねがございました。

大分議論が深まったかなと私は認識しております。改めて申し上げると、最初から現時点でオスプレイの活用を予定しておくことはありません。ただ、オプシオンという意味では、相当な可能性があるとは思っています。ですので、これから県の災対本部が開かれるときには、佐賀駐屯地からもリエゾンの形で参加していただいて、実際にこういった形で御支援いただけるのかという部分については、早速調整を始めたいとは思っておりますし、これから幅広く災害対応にも活用できるように、陸自と連携をしていくわけでございますが、そうした中で、例えば、県主催の災害対応の様々な訓練もございますから、そういった訓練に落とし込めるのかどうかといったことも含めた連携の検討をしていきたいと考えております。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ再質問について二点お答えいたします。

オスプレイの騒音に関しまして、コハダ漁への影響ということで御質問いただきました。

オスプレイなどの飛行により発生する騒音によるコハダ漁への影響が懸念されていることを踏まえまして、防衛省におきましては、コハダ漁

の操業実態調査を実施しております。駐屯地が開設される前の調査としまして、昨年六月から十月までの間の操業日ですけれども、投網の回数などの操業実態が調査をされております。それから、駐屯地開設後の状況を確認するため、今年度も同様に操業実態調査が行われているというふうに聞いております。

調査の結果、騒音によるコハダ漁への影響が確認された場合には、防衛省において適切に対応されるものと承知をしております。

なお、オスプレイの飛行訓練が開始されました以降、コハダ漁師の方が所属されます有明海漁協大浦支所におきまして、状況を確認してみたいけれども、組合員の方から、騒音の影響に関する声は寄せられていないということでございます。

それからもう一点、駐屯地調整室の体制について御質問いただきました。

当然、今後いろんな事態が予想されますので、様々な対応が求められてくるというふうに認識をしております。ただ、その前に、駐屯地調整室だけで担うのではなく、庁内県土整備部や県民環境部、それから空港を所管します地域交通部なども関係してまいりたいと思いますので、そういった部署としっかり連携しながら事態に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ徳光議員の再質問についてお答えいたします。

まず、再発防止策につきましては、昨年十月の本件発覚後、調査と並行いたしました、県警察の内部で十分に議論して検討した結果のものです。ありまして、しっかり進めてまいりたいと考えております。無論、今後、

追加や修正すべきものがございましたら、その時点でしっかりと措置してまいりたいと考えております。

第三者委員会につきましては、現在、佐賀県公安委員会は、法曹界、経済界、教育界の三名の方々により構成されており、いわば警察外の第三者的な立場からこの事案への対応に際しても措置されているものと考えております。県警察による調査の進捗状況や再発防止策について、しっかりと委員の方々に確認いただき、また、多くの指摘、指導をいただいているところでございます。こうした中で、県警察といたしまして、本事案を受けて御指摘のあったような第三者委員会といったものの設置について、その必要があるとは考えていないところでございます。

最後に私は、昨年十一月に着任いたしました。その着任後すぐの議会の場におきまして、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、「県警察職員がそれぞれの持ち場で士気高く職務に取り組むことができるように十分に配慮したい」、「いかなるときでも職員と共に知恵を出し合い、力を合わせて県民の期待と信頼に応えてまいりたい」旨申し述べました。改めて私は、県警察の責任者として、今般の一連の事態を大変に申し訳なく、また、重く受け止めております。引き続き、職員と共に力を合わせて再発防止策を着実に推進するとともに、安全・安心を実感できる佐賀県の実現に向け、士気高く、各種の治安課題にしっかりと取り組み、もって県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎徳光清孝君 登壇Ⅱ 一問だけ再々質問させていただきます。

県警のDNA型鑑定の不正問題についてです。

最後、福田本部長が答弁されました。その気持ち、決意というのは、

私も十分受け止めています。

福田議員の質問に対する答弁で、公安委員長も答弁されて、公安委員会の状況と内容とか、記者発表する前に七回ぐらい協議をして、報告を受けてということも答弁がありました。

しかし、その内容が、例えば七回報告を受けてどのように協議されたのかというのは、どこをどんなふうに協議をして、どんなふうに県警に対して指示をしたのかとか、そういったことは一切公表されていないと思うんですね。

私も県警の皆さんに聞いたら、ホームページで議事概要は公表されていると。はっきり公表されているのは、例えば、決定事項ですよね。公安委員会がすべき何々を決定しましたとかいうのは公表されているんですが、こういった内容については、ほぼ公表されていない。

一方で、捜査の途中だったからということも分かりますんですが、実際、今回の不正問題で公安委員会がどんな役割を果たしたのかというのがなかなか見えないんです。しっかりと議論して、改善事項はしっかり指示をしたよというふうに公安委員長は答弁されました。そうかもしれませんが、私たちそれを検証できない。だから、公安委員会というのは警察行政全般に対して専門家、県民の代表である三人の専門家が、いろんな分野の方が警察行政全般についてやっているわけであって、私が言いたいのは、今回の不正というのは重大かつ深刻な事態、県民の信頼を損ねている。これだけ重大なことなので、その不正問題に特化した第三者委員会の設置、そしてそこで議論されて、提案されるというのが根底にないと、県警の皆さんが一生懸命議論して、再発防止策として実施しても、なかなかすっとんとは県民の中に落ちないんじゃないかなというふ

うに思うんですね。

これはちよつと違うと思うんですが、県の教育委員会というのがありますが、深刻ないじめ事案とかが出た場合には第三者委員会を設置して、そこで審議するということもあります。もちろん全然性格上は違うかもしれないんですが。

だから、私は、公安委員会、確かにいろんな役割を果たしていただいていると思いますし、重要だと思いますが、今回は不正問題に特化をした第三者委員会というのが必要ではないですかというふうに私は質問をしています。

この後も質問されますし、恐らく総務常任委員会でも質問が出てくるかもしれません。だから、そういったものも一回全部質問等、県議会が終わった後に、さらにこの問題は深刻に受け止めていただいて検討していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ第三者委員会の設置について再々質問をいただきました。お答えいたします。

佐賀県公安委員会は法曹界、経済界、教育界の三名の委員の方々によって構成されております。

今般の事案に際しましては、本年の一月に最初の御報告をいたしました。その後、種々の御指導や御指摘をいただきました。例えば、今般の再発防止策に関しまして、やり取りの中で、例えば、他県の科学捜査研究所との間で人事交流なども考えてはどうかといった、新たな提案もいただきました。

そういったことも踏まえて、まさに今現在調整中のものもございます

けれども、そういった一つ一つの事案について確認をいただいた上で、真摯に議論がなされ、再発防止策の提案などもいただいたところです。こういった実質的な議論が行われているところでございまして、こういった中で本事案を受けて、御指摘をいただきましたような第三者委員会といったものの設置について、その必要があるとは考えていないところでございます。

以上でございます。

◎木村雄一君（拍手） 登壇Ⅱ公明党の木村でございます。

今回、五項目質問させていただきます。

早速質問に入ります。

原子力分野における人材育成等についてお尋ねをいたします。

近年、幅広い産業におきまして、AIの活用が急速に進んできております。工場で装置の異常を検知したり、病院でレントゲンの画像を診断したり、金融機関の融資の判断にも導入されるなど、これらに用いられる産業用のAIには、従来のAIインフラでは対応し切れないような高い計算能力と安定性が求められています。

今後、企業がビジネスの中核にAIを組み込むにつれ、それを支えるインフラとしてのAIデータセンターの重要性がさらに高まってまいります。特に生成AIの関連事業には大量の電力が必要であり、チャットGPTに質問をして回答を得る場合、グーグル検索の約十倍の電力を使うそうであります。生成AIを動かすデータセンターでは、二十四時間体制で大量のサーバーや冷却設備を稼働させており、常に安定した電力が必要となります。

一方で、急激な電力需要が高まる中、国内の電力会社は、二〇二二年

に起きたロシアのウクライナ侵略の影響により、液化天然ガスが高騰したことによる経営的な打撃を受けており、発電燃料を輸入に頼ることによる安全保障上のリスクが高まってきたことから、今年二月に閣議決定された国の第七次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化とともに、脱炭素電源であります原子力発電を最大限活用するとの方針に至ったものと認識をいたしております。

しかし、今年の六月にまとめられました原子力白書におきましては、原子力を活用していくには、人材確保が課題として挙げられており、国が調査した原発関連メーカーや電力会社十六社のうち、十五社が今後十年以内に経験や技能の継承が難しくなると回答したそうであります。

この背景には、原子力関連の学科、専攻がある大学や大学院において、福島原発の事故によるイメージの悪化や産業としての魅力の低下から、入学数の減少傾向が続いており、しかも、こうした大学や大学院を卒業した学生のうち、電力会社や原子力メーカーへ就職した学生の割合は三割を切ってきている状況があります。

さらに、福島の事故を受けてまして、全国の原子力発電所が長期間停止していたこともあり、現場で従事していただいている職員の年齢層も五十代で若手と言われるなど高齢化が進み、知識と経験を持つ世代が今後退職をしてしまえば、技術の継承が困難になっていくことが危惧されております。

さらに、サプライチェーンの問題におきましても、原発の安全な運転に欠かすことができない重要な部品を作っているメーカーが、技術者の高齢化で生産を続けられず撤退するケースも増えており、何とか存続できているところも人手不足から技術の継承が難しくなってきており、こ

のまま人材が先細っていけば、原発の安全な運転に支障を来すことも予想されていきます。

本県は原発の立地県であり、これまで電力事業者に対しては安全性を向上させていくための様々な対策の確実な実行を求め続けてきたわけでありますが、原子力発電所に関わる人材の不足や人材の質の低下という問題はヒューマンエラーを誘発する深刻な課題ではないかと感じております。

先般発生いたしました玄海原子力発電所上空への飛行体の侵入の問題など喫緊の課題への対応も重要であります。玄海一号機、二号機の廃炉作業という長きにわたる問題とも向き合っていないかならない本県におきまして、こうした原子力人材の不足などから生じるリスクの高まりは、いわば静かなる危機であり、看過できない問題であるとも感じております。もちろん人材の確保や技術の継承の問題は電力事業者や国の責務であることは承知しておりますが、知事は先月、国際原子力機関——IAEA本部を訪問し、人材育成についても意見交換をなさったと伺っております。

そこで、原発立地県の知事として、原子力人材の不足や技術の継承が難しくなってくることもたらす原子力発電所のリスクの高まりについて、どのような所見をお持ちなのか、山口知事にお尋ねいたします。

続いて大きな項目の二点目です。「ツール・ド・九州2026」の開催についてお尋ねをいたします。

私は、一年前の九月定例県議会一般質問におきまして、国際自転車レース、「ツール・ド・九州」の本県開催について提案をさせていただきました。「ツール・ド・九州」は、各県知事で構成される九州地域戦

略会議や九州経済連合会などを中心に九州の官民が一体となって推進するイベントであり、スポーツ振興という側面のみならず、地域の観光振興、そして地域の経済振興の観点からも、誰もが知る九州の主要スポーツイベントの一つとして育ち行くことが期待をされています。今議会におきまして、山口知事より来年十月に唐津エリアでの開催の意向が示され、かつ開催に向けた準備に要する予算案を上程していただいております、唐津市民の一人として感謝を申し上げます。

今年で三回目となるこの「ツール・ド・九州」は、国際自転車競技連合が設定をしている等級の中でも国内最高峰に位置するステージレースとなり、世界トップレベルのチームがしのぎを削る大会となります。来月十日にエキシビジョンレースとして佐世保市の市街地を舞台に開催されます周囲レース、佐世保クリテリウムを皮切りに、福岡、熊本、宮崎、大分の合計五県で四日間にあたって開催をされます。もともとこの大会は、九州全体として、世界的な観光ブランドとしての価値を上げていくために九州全県でのレースの開催が目標となっており、明年、佐賀県が加わることは、国際自転車ロードレースとしてのグレードアップにつながる大きな意味を持つてくると伺っております。

前回の知事答弁でも一部触れましたように、開催に当たっては、コースの設定や交通規制に伴う地元調整、大会の盛り上げにつながる機運の醸成などこの一年間で非常に多くの調整や事前の準備が必要となりますが、私はそうした労力をかけてでも、大会の開催を通じて世界に向けて唐津の、そして、佐賀県の魅力発信や地域の振興につながっていくように、関係機関や民間とも連携をし、しっかりと準備を進めていただきたいと考えております。

そこでまず、「ツール・ド・九州」の唐津開催に対する知事の思いについて伺います。

今回、どのような思いで開催を目指していくのかお伺いをいたします。次に、大会運営とコース設定について伺います。

県内で初めての国際自転車レースの開催ということもあり、地元の唐津市はもちろん、今後、レース中に負傷者が出た場合の対応や交通規制、そして、県内の観光の周遊につながっていくような観戦客へのアピールなど多くの団体の協力や調整が必要になり、大会をやり切る十分な体制が求められるものと考えております。特に自転車レースやイベントの開催において多くの知見を持つ佐賀県サイクリング協会の皆様、この議場に徳光清孝会長がられますが、そうした民間団体の皆様や、国民スポーツ大会で活躍していただいたサガンテアのようなボランティアの皆様のお力をお借りしなければならないと考えております。

そこで、どのような体制で準備を進めていくお考えなのか。また、知事からは、波戸岬を起点にルート・グランブルー、虹の松原を通るルートを検討したいとの考えが示されておりますが、実際にはいつどのような形でコースが決定されていくことになるのかお伺いをいたします。

次に、大会開催の機運醸成についてお尋ねをいたします。

国際自転車レースの本場フランスや、他県での開催もそうですが、大会当日を迎えるまでに相当なPRを行っているようであります。ちなみに今年開催される福岡県におきましては、大会前に選手たちが実際に走行するコースを体験できるファンライドイベントが開かれ、有名なゲストライダーと共に走り、飲み物や食べ物、応急処置などをサポートするエイドステーションも設置をして、地元食材を提供したり、名所の紹介

を行ったり、また、参加者限定のお土産を提供するなど、大会を事前に盛り上げていく工夫を行っているようであります。

私の地元では、「ツール・ド・九州」の唐津開催の報道の後、ロードバイク競技に興味を持っている高校生の息子さんを持つ保護者の方から開催を喜ぶ声をいただいております。同時に観戦するだけではなくて、体験イベントへの期待も寄せられました。しかしながら、まだまだ歴史の浅い大会であり、しっかりと県民への効果的な広報を行い、そして、地元を巻き込んだ大会当日の盛り上げなど様々な仕掛けが重要になってくるものと考えております。

そこで、今後どのように大会を盛り上げていくのか、以上二点を光武SSP推進局長にお伺いいたします。

続いて大きな項目の三点目です。コスメ産業における人材の育成についてお尋ねをいたします。

本県では、唐津市や玄海町を中心とする北部九州に美容、健康に関する産業を集積させ、コスメに関連する自然由来原料の供給地となることを目指すコスメティック構想の下、様々な施策が展開をされております。全国でも大変珍しいこの取組を私自身大変期待もし、これまで幾度も議会質問を重ねてまいりました。

地元唐津市において、構想の推進母体でありますJCC―ジャパン・コスメティックセンターに加盟しておられる企業の皆様とお会いする機会も多く、その際にコスメ産業のさらなる発展のためには、大学で専門的な教育を受けた高度な人材が不可欠だ、研究、開発、品質管理ができる理系の人材が地域になかない、商品企画やパッケージ、ブランドデザインを担う総合的な知識を持った人材が必要だとの意見を頂戴

してまいりました。

そのような中で、八月四日に佐賀大学において「コスメティックサイエンス学環」の新設が文部科学省より正式に認可をされ、来年四月に開設されることとなり、私はこれまでいただいていた高度人材に対するニーズに応え得る動きとして大変期待をいたしております。

SNS上では当初、大学でメイクを学ぶのか、女子受け狙いかなどの反応とともに、時代を先取りしている。地方の大学こそこういう挑戦が必要だといったポジティブな反応も見受けられたようですが、実際に化粧品市場は世界で年平均一％の成長が予測されている成長市場でありながら、国内には幅広い知識と技術を兼ね備えた人材が不足しており、にもかかわらず、そうした人材を生み出すための教育組織が非常に少ない状況があります。

今回の佐賀大学の「コスメティックサイエンス学環」の新設は、国公立大学では初の取組であり、先月、佐賀大学が開いたオープンキャンパスには、定員二百八十名の会場に午前、午後の二回にわたる説明会参加の募集を募ったところ、募集の開始から数日で満席となるなど、高い注目を集め、当日は九州・沖縄各県や九州外からの参加もあつたと伺っております。

ちなみに、佐賀県からの参加者数は福岡県に次いで二番目だったようでありますが、九州外からも同じ程度の参加があり、全国的な関心の高さがうかがえます。

佐賀大学の作成された資料には当日の会場の様子を写した写真が掲載されておりましたが、ほとんど女性であり、これは「コスメティックサイエンス学環」の設置目的の一つであります化粧品産業に関心の高い女

子学生の受け皿として、理系女性の活躍拡大に寄与するという理念を実現する兆しとなる光景ではないかと感じました。

私はこの「コスメティックサイエンス学環」の設置が佐賀県のコスメティック構想自体の認知度の向上につながることを期待するとともに、そこで学んだ人材が陸続とコスメ業界で活躍をし、できれば県内で活躍をしていただけの好循環を生み出していければとも考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、佐賀大学とのこれまでの連携についてであります。

「コスメティックサイエンス学環」の新設に当たっては、地域におけるコスメティック構想の取組がきっかけになったと伺っております。県はこれまで、佐賀大学とどのような連携を行ってきたのかお伺いをいたします。

次に、「コスメティックサイエンス学環」との連携についてであります。

県では、今年五月に佐賀大学との間で化粧品科学分野における連携協定を締結されておりますが、コスメ産業を盛り上げていくためには連携の強化が重要であると考えます。今後どのように連携を深めていくのか。

また、出口戦略も重要であります。大学自らが学生の就職先の開拓に取り組んでいかれることはもちろん重要ですが、本県で卒業後に活躍をしてもらうことが何より重要だと考えております。これまでコスメ関連企業の集積に取り組んできた強みを生かし、高度な人材を県外に流出させることなく、県内で受け皿を確保していくことは佐賀県の発展につながっていくものであり、県としてもしっかりと連携して取り組んでいくべきだと考えます。

そうしたことを含めまして、佐賀大学「コスメティックサイエンス学環」との今後の連携についてどのように考えているのか、以上二点を井手産業労働部長にお伺いいたします。

続きまして大きな項目の四点目です。デジタル社会におけるeスポーツの学びについてお尋ねをいたします。

eスポーツは、スマホやパソコン、テレビなどの電子機器を用いたゲームにおける対戦をスポーツ競技として捉えた名称となりますが、今では有力な教育コンテンツとして、特に論理的思考や問題解決力をはじめとした「STEAM教育」、これは科学、技術、工学、芸術、数学の五つの英単語の頭文字を組み合わせた造語となりますが、そうした能力やコミュニケーション能力を身につけることができるとして注目をされ始めています。

全国の公立・私立高等学校、または国立高等専門学校などがeスポーツを学習の現場や部活動として活用し始めているようではありますが、そうした中で、全日制公立高校としては全国で初めてとなる「eスポーツ学科」が来年四月、唐津青翔高校に新設されることになり、大変注目を集めています。

七月に行われた体験入学では、県内外の中学生が昨年の三倍となる約百二十名参加したと伺っておりますが、定員割れが続いていた状況から一変をし、総合学科も含め、唐津青翔高校への進学者が増加していくことを期待するものであります。

eスポーツを取り巻く県内の動きといたしましては、昨年、SAGAアリーナにおいて「全国都道府県対抗eスポーツ選手権」が開催をされ、先日は県内でeスポーツの文化の裾野を広げていくことを目的として、

「ALL—SAGA eスポーツコンソーシアム」という県内の企業、団体、自治体、教育機関などの産官学でつくられたネットワーク組織が立ち上がるなど、機運が高まりつつあり、今後、県内におきましてもデジタル社会を支える人材へのニーズはますます高まってくることで予想され、eスポーツを切り口とした特色ある学びを提供していくことは昨今の社会情勢にマッチしたものであり、「eスポーツ学科」で学んだ生徒の中から、やがて佐賀県のデジタル産業の未来を切り開く人材が育ちいくことを大いに期待するものであります。

しかしながら、私は今回の「eスポーツ学科」の新設を一時的な流行にとどめてしまってはならないとも考えており、未来に向かって十分にその機能を果たし抜いていくためには、教育の質を高め、社会に求められる人材を育成していくこと。また、生徒たちがしっかりとした将来像を描けるような学びを提供することが重要だと考えています。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず、教育の質を高める取組についてです。

唐津青翔高校に新設される「eスポーツ学科」の授業内容を充実させ、社会に求められる人材を輩出していくためには、高校のみならず、地元の玄海町や県内の大学、企業といった学外機関との連携が重要だと考えますが、県教育委員会としてどのように考えておられるのか伺います。

次に、生徒たちが将来像を描くことができる学びについてです。

ちなみに、昨日、同じ質問をAIに対して行ったところ、プロプレイヤーは狭き門だが、その道で成功できなくても、自身のゲームプレーを視聴者が楽しく見られるように工夫を凝らしてネット配信するストーリーマーという職種であったり、ゲーム開発などのeスポーツを支える様々

な仕事へ進む夢も描けるのではないかとのお答えが瞬時に返ってまいりました。

eスポーツは、まだまだこれから多様な職種を生み出す可能性があるわけですが、生徒たちが自分の興味や得意なことを見極めて、最適なキャリアパスを選択できるような学びを与えていくことが重要だと考えます。

そこで、生徒たちが進学や就職先についてしっかりと将来像を描くことができるように、唐津青翔高校ではどのような学びを提供しようとしているのか、以上二点を甲斐教育長にお伺いいたします。

最後の項目、佐賀県警における不適切事案の再発防止についてお尋ねいたします。

御存じの方も多いかと思いますが、唐津市には日本で唯一の警察官を祭った神社があります。今から百三十年前、唐津市肥前町高串地区でコレラが猛威を振るい、多くの感染者が出る中で、この地に配属となっていた増田敬太郎巡査は住民を救うために不眠不休で活動をし、そのさなかにも自らもコレラに感染をし、僅か二十五歳の若さで亡くなったことから、この献身的な行為に感謝をした住民の総意によって、地域で一番見晴らしのよい神社の境内に遺骨の一部が埋葬されたということでもあります。

その後、この神社は増田神社と呼ばれ、現在でも毎年夏に増田神社祭りが開かれており、多くの住民を救った功績は今でも長くたたえられ続けております。

当時、コレラへの対処法が知られていない中、村民四百人に対して感染者及び死者等が八十名を超える危機的状況があり、増田巡査は感染を

恐れる住民に代わり薬を与えて、患者の家の周りに縄を張って消毒をし、隔離作業も行ったそうであります。

私たちが近年経験いたしました新型コロナウイルス感染症の発生当時も、様々な誤った情報が拡散いたしましたが、増田巡査の活動の当初も既に手後れ状態の患者が、薬の服用後に亡くなったことに単を発して、毒薬を飲ませているから死んだのだとの根拠のないうわさが広まり、医療活動に大きな支障が出たそうであります。それでも増田巡査は粘り強く住民の誤解を解いて回り、亡くなった方の御遺体を背負っては、何度も坂道を往復して墓地に埋葬する活動を続けたそうであります。

佐賀県警の約二千人の警察職員の皆様、皆様は日々献身的に県民生活の安全・安心のために職務に従事をしていただいております、県民の一人として深く感謝を申し上げます。

しかしながら、この警察の神、警神とまで言われ、語り継がれる増田巡査の精神にいま一度学び、しっかりとその魂を継承していただきたいと思います。

本日も複数の先輩議員より質問があつております、科捜研におけるDNA型鑑定の不適切な取り扱いが長年にわたって行われていた事案以外にも、今年七月に男性巡査部長二名が虚偽の捜査報告書を作成したとして、虚偽有印公文書作成・同行使容疑で書類送検される事案が発生しており、このほか、職場内でのパワーハラスメントや飲酒による一般県民とのトラブルなどで本部長訓戒などの処分を受けたという報道に接する機会が増えている印象を持っています。

昨今、あらゆる業界が少子化の影響を受ける中、警察職員の確保も今後厳しくなることが予想されます。佐賀県警としても、先般、高校生な

どに警察の仕事を身近に感じてもらうと業務説明会を開催しておられました。佐賀県警の採用試験受験者数は過去五年間で百名ほど減少しているとも伺っており、説明会に参加した学生の皆様が、ここ最近の不適切事案の報道を耳にされた心境を思いますと、やるせない気持ちになります。

私は、このところの度重なる不祥事が、今後の採用活動に影響してしまうことを懸念しており、佐賀県警の警察官を志す若者がさらに減少してしまうのではないかと危惧しております。

建設は死闘、破壊は一瞬という言葉がございます。信頼回復は一朝一夕にはなし得ない。難事中の難事だとは思いますが、佐賀県警察本部におかれましては、今回、しっかりと身を正し、県民のため、そしてこれから警察官を目指す学生らのためにも、再発防止に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、佐賀県警察本部に対する県民の信頼を取り戻すため、職員の遵法意識を高めるなどの再発防止策にどのように取り組んでいくのか、福田警察本部長の決意をお尋ねし、質問いたします。（拍手）

◎副議長（八谷克幸君） 暫時休憩します。

午後二時五十五分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより、会議を開きます。

○ 報 告

◎議長（宮原真一君） まず、報告を行います。

本日の決算特別委員会において、

坂 口 祐 樹 君が委員長に、

定 松 一 生 君が副委員長に

それぞれ当選された旨、通知がありました。

以上、御報告をいたします。

次に、休憩前に引き続き一般質問を行います。

木村雄一君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ木村雄一議員の御質問にお答えします。

原子力分野における技術の継承や人材育成、人材確保に対する私の考え方についてお答えします。

私は常々、人の力、人材、人を育てることが大切であると申し上げておりますけれども、特に安全が最優先であります原子力の分野につきましては、人材育成は特に大切な問題と認識しております。私自身、ジェー・シー・オー原子力事故に現場で対応した際にも、その解決に至る過程で原子力技術者の重要性を強く実感いたしました。

木村議員からも御案内がありましたけれども、玄海原子力発電所は運転をしながら廃炉作業も行われておりまして、廃炉が完了するまでに四十年程度かかるわけでございます。その間、技術者がしっかり安全を確保しながら、解体工事などを管理していくことが重要であります。言うなれば、技術者が存在しなければ廃炉作業もおぼつかないものと私は考

えています。

現在、日本では、原子力発電に関連する技術者がどんどん少なくなっていると聞いております。原発が多くある日本で経験のある技術者の確保が難しくなるのではないかと強い懸念を持っています。

木村議員からも御案内がありましたけれども、この話は先月、国際原子力機関——IAEAを訪問した際に、金子事務局長特別補佐官にもお伝えして意見交換しました。補佐官からは、特にアメリカや中国などの世界中で原子力技術者が増えている傾向なのだが、日本だけが減少しているような印象があるといった話がありまして、改めてその思いを強くいたしました。

今後も、原子力関係者と議論する際には、この人材育成などの重要性について認識を共有していきたいと存じます。

原子力発電所は、運転して終了ではなくて、廃止措置を終えるまで長い年月にわたり関わり続けなければなりません。木村議員からのお話にありましたように、技術者が減っていくこと、技術の継承に危機があることは、静かに進行しているということにこの問題の深刻さがあります。原子力の安全は、それを担う人があつて守られていきます。人が大事であり、これまでも国や事業者に対しまして技術の伝承、人材育成、人材確保に注力するように求めていますけれども、今後ともさらに国、事業者などに対しまして強く求めていきたいと考えております。

続きまして、「ツール・ド・九州2026」の開催について、私の思いについてお尋ねがございました。

改めて「ツール・ド・九州」は、九州の経済団体と各県が一体となり、二〇二三年から開催しておりますUCIが公認の国際自転車レースであ

りまして、海外からもトップクラスのチームが参加するものでございます。時速七十キロぐらいでロードレースが行われるというイメージです。

昨年、木村議員から「ツール・ド・九州」は九州全体の付加価値を高めるもので、佐賀開催を検討してどうかと提案を受けました。私はそのとき、その考えに共感しつつも、国スポ・全障スポもやっておりまして、まだ佐賀での開催効果を最大化するような具体的なイメージが湧いていなかったわけなんです。こうした中で、今年に入って、日頃から福岡県の服部知事とは様々な分野で意見交換をしているわけなんです。ちようどこの「ツール・ド・九州」の話で、唐津から福岡天神まで通してロードレースをやると、このコースというのはすばらしいんじゃないかということで盛り上がったわけなんです。

私も糸島と福岡というのは何となく、よくCMとか流れているんですけども、その先に唐津というところでもないすばらしいところがあるというところの連携というか、そういったところを一同として売り出す、PRするチャンスじゃないかなということ、特に福岡県と佐賀県が組むことで天神からつながる糸島、唐津、波戸岬、こういうエリアの価値、そして、一連とする海のすばらしさを一体的に世界に発信できるチャンスと考えたわけでございます。そうすると、これだけ長距離になりますから、いわゆる本番のステージレースが組めるわけです。先ほどお話があったクリテリウムというのは、割と前夜祭的な、短いところをぐるぐる回るというイメージなんですけれども、本番のコースが設定できるということで、なお佐賀県、唐津らしいなということで、これを提案する勇気が出てきたわけでございます。

このエリアには、世界的知名度のあるジャック・マイヨールが愛した

海を望むルート・グランブルー、そして、唐津城、虹の松原など唐津の世界的すばらしさが詰まっております。そして、人間的な面でも国スポ・全障スポが終わりましたので、大きな大会にも力を入れることができるのではないかと判断して今回提案をしているわけでございます。

唐津は本物の地域資源にあふれておりまして、唐津プロジェクトとして、名護屋城ですとか波戸岬エリアの磨き上げなど様々な取組を複合的に推進しております。特にルート・グランブルーは、今後、オリジナルサインの設置などハード、ソフト両面からのプロジェクトを行って、人の流れを呼び込む仕掛けを展開したいと思っています。

また、来年六月頃には世界を視野に入れた海洋プラスチック問題の解決を目指す拠点、世界海洋プラスチックプランニングセンター、我々愛称を「PLA PLA」と言っておりますけれども、その開設も控えているわけでございます。さらに言えば、唐津の海を美しくデザイン化したマリンアクティビティー「KMAP」も進んでおります。

こうした中で、新しく設定される来年の「ツール・ド・九州」では、波戸岬周辺、「PLA PLA」辺りをスタート地点として設定して、上場地区をぐるぐる回っていたいて、唐津、浜玉、糸島を通って天神など福岡中心部のゴール地点へと向かっていくようなコースをつくっていくことで、このエリアの価値を世界に羽ばたかせる大きな契機になりたいというふうに考えておりますし、そういったことで服部知事とも議論を進めているところでございます。

来年十月を想定しておりますけれども、この「新ツール・ド・九州」の開催が、世界の唐津に大きな変革、前進を呼び込む起爆剤となるように進めていきたいと考えております。県議会、そして県警の皆さん、そ

して、経済界をはじめ、唐津・玄海地域の皆さん、佐賀県民と共にすばらしい大会をつくり上げていきたいと私は考えております。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ私からは、コスメ産業における人材の育成について答弁いたします。

まず、佐賀大学とのこれまでの連携については、佐賀県は全国で唯一、コスメ産業に特化した専門部署、コスメティック産業推進室を持ち、唐津市のジャパン・コスメティックセンター——JCCと連携しながら、コスメティック構想による産業振興を進めてきました。

その結果、過去十年間で化粧品生産額は倍増し、千人以上の雇用を創出しております。県産素材を活用した化粧品も数多く商品化されているところでございます。

さらに近年では、こうした取組に追い風となる展開も生まれております。その一つが、JCCが設立当初から連携してきた佐賀大学による「コスメティックサイエンス学環」の新設です。

これまで佐賀大学とは、主に人材育成の分野で連携を重ねてきました。平成三十年、二〇一八年には唐津キャンパスに化粧品分野の研究拠点が設置され、コスメ産業学など、法規制や市場動向、マーケティングを含む実践的な教育が行われております。

佐賀県も令和三年、これは二〇二一年に化粧品研究の第一人者、徳留教授を佐賀大学に招聘し、共同研究講座「化粧品科学講座」を開始しております。人材育成や県産素材を生かした原料研究などが進められております。

こうした取組に対し、受講希望者や共同研究を求める企業が集まり、関心も高まっております。そうした流れの中で、佐賀大学では地域の

産業に貢献する新たな学びの場として、「コスメティックサイエンス学環」の新設を検討され、開設を今、予定されております。

佐賀大学からは、これまでの連携の積み重ねがその契機の一つとなったと聞いておりまして、今後さらに連携を深めていきたいと考えております。

次に、「コスメティックサイエンス学環」との連携についてですが、佐賀県が将来にわたって成長発展していくためには、地域の産業競争力を高めるとともに、実践的な人材の確保が不可欠です。その一環として、佐賀大学の「コスメティックサイエンス学環」と連携を深め、学生や卒業生が県内で活躍できる環境づくりを進めていきます。

今年五月には、山口知事と佐賀大学の兒玉学長が化粧品科学分野における連携協定を締結し、教育研究の両面で具体的な取組を開始しています。

人材育成に関しては、引き続き共同研究講座を推進していくことに加え、例えば、県の工業技術センターを学びの場とする協力も検討しております。センター内の食品コスメ部では、企業と連携した製品開発支援や成分分析、品質評価などを行っておりまして、実践的な教育の場として有効と考えております。

また、県内企業との連携も強化します。インターンシップの受け入れや共同研究、企業研究者による講義登壇などを通じて、学環での学びが現場と結びつくよう支援し、卒業生が県内企業に就職する流れをつくりたいと考えております。

また、これまでコスメ産業の集積を図ってきましたが、製造拠点のみならず、例えば、鳥栖に久光製薬が新研究所を設置されました。こうした

た動きをさらに加速させるために、企業誘致に向けた情報発信においてもコスメ学環を佐賀県の強みとして積極的に打ち出します。

学環では化粧品科学の専門知識に加え、総合大学の強みを生かしたほかの学部との連携により、幅広い知識を備えた人材の育成も期待されています。研究開発部門はもとより、多様な分野で活躍できる人材を輩出する拠点があることは、企業誘致における大きな誘因策となります。

こうした様々な連携を通じて佐賀大学の人材育成を支援しながら、コスメ学環の学生や卒業生が県内で活躍できる環境づくりを進めていきます。

私からは以上です。

◎光武SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、「ツール・ド・九州2026」の開催について二点お答えをいたします。

まず、大会運営とコース選定についてでございます。

「ツール・ド・九州」は、九州経済連合会と各県からの派遣職員などで構成されます「ツール・ド・九州2026実行委員会」が中心となりまして大会運営が行われます。そこに佐賀県も参画をし、大会開催に向けてのコース調整や当日の警備や安全対策などを含む競技全般と、広報及び観客対応など、一体となって準備を進めていくことになります。

こうした大会全体としての準備に加えまして、佐賀県では大会開催に向けた地元との合意形成や県内の機運醸成を行い、当日の来場者向けイベントなども企画してまいります。開催まで約一年と限られた期間での対応とはなりますが、議員からも御紹介のありましたサイクリング協会など、関係団体や地元をはじめ、多くの皆様の御協力も得ながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

コース選定につきましては、佐賀県としては、この大会の開催効果を高め、エリア全体の魅力発信につなげるため、ルート・グランブルーを前面に打ち出したコースを考えております。

今後、具体的なコースの調整として、競技ディレクターによる現地確認や地元調整などのプロセスを経まして、最終的に来年五月に詳細なコースが決定をされる流れとなっております。

次に、大会の盛り上げについてでございます。

「ツール・ド・九州」は県内で初開催となることから、まずは多くの方に興味を持ってもらうことが必要だと考えております。様々な媒体を活用して広報を行うとともに、人が多く集まるイベントなどの機会を捉えて、例えば、自転車レースを体感できるような取組なども企画し、競技の面白さや大会の魅力を伝えていけたらと思っております。

また、地元を巻き込んで一緒に大会を盛り上げていくことが何より重要なことと考えておりまして、唐津市や地域の皆様とも連携をしながら競技前のPRイベントから当日の盛り上げまで、唐津らしさを存分に生かした仕掛けを考え、一体となって唐津の魅力発信につなげていきたいと思っております。

本物の地域資源あふれるエリアでの大会開催により、ルート・グランブルーを核としまして、唐津、そして佐賀県のすばらしさを国内外に広め、ますます地域が盛り上がる契機となりますよう、しっかりと準備をしてまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、デジタル社会におけるeスポーツの学びについて御答弁いたします。

まず、教育の質を高めるための外部との連携についてでございます。

唐津青翔高校では、デジタル社会において新しい価値をつくり出す実践的人材を育成するための新たな学びとして、令和八年度に「eスポーツ学科」を新設いたします。この「eスポーツ学科」では、最先端の技術や地域資源などを活用し、より実践的、体験的な学びを提供していきたいと考えております。

そのためには、玄海町をはじめ、地域住民、県内の大学、民間企業などとの連携が不可欠でありまして、官学民で連携しながらeスポーツの学びを提供していくこととしております。

玄海町ではことし五月、コンソーシアム「玄海まるっと委員会」が設立され、玄海町と唐津青翔高校、民間団体が一体となって、今後、様々な地域活性化の取組を展開していくこととされています。

また、西九州大学と高校との間で、八月に連携協定を締結しました。今後、高校の総合的な探究の時間における連携や大学教員による高校への出張授業、出張講義、地域連携活動などにおける大学生と高校生の交流促進などを計画しております。

また、県内企業などの外部人材との連携も不可欠です。今議会で補正予算をお願いしておりますeスポーツ講座の教材製作やカリキュラムの詳細設計、また講座の実施については県内企業などと連携しながら進め、あわせて高校の教員のスキルアップも図っていきたいと考えております。

次に、具体的な学びの内容について申し上げます。

令和八年度から実施するeスポーツ講座では、オンラインゲームを中心に、技術力、ロジカルな思考力を磨くゲームプレーの授業のほか、配信や実況、動画の編集方法を学び、エンターテインメントの力を磨くス

トリーミングの授業、キャラクターデザインや3Dコンテンツなど、見る人を引きつけるウェブデザインの授業、eスポーツ大会や配信イベントの企画運営など、今、世の中で求められる企画力、調整力、発信力を磨くイベント運営の授業など、ゲーミングにとどまらない学びを提供してまいります。

eスポーツの学びを通じ、生徒たちの戦略的思考や企画力、コミュニケーション力なども高め、将来はeスポーツやデジタル関連の大学や専門学校等への進学、あるいはプログラミング、配信、ゲームクリエイターなど、デジタル産業分野への就職などを目指し、社会に求められる人材を育てていきたいと考えております。

また、eスポーツ学科の新設にあわせ、最先端のデジタル技術を取り入れることで、総合学科の系列においても新たな学びが可能となります。県では、議員からお話がありましたように、つい先日、「ALL-SAGA eスポーツコンソーシアム」が設立されました。各界の様々な方々と連携できる環境があるということは大変心強く、ありがたいことでございます。この環境を生かし、高校だけでは成し得ない学びを展開していきたいと考えております。

唐津青翔高校で学ぶ生徒たちが多彩な将来を描けるよう、また、デジタル産業の未来を切り開く人材が佐賀・玄海の地から育成、輩出されるよう、県教育委員会として力を尽くしてまいります。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ不祥事案の再発防止に向けた決意についてお答えします。

今般、科学捜査研究所の職員が不適切な鑑定作業を行っていた事実

より懲戒免職処分とし、また、本年七月、警察署勤務の巡査部長が捜査報告書を訂正する際に正規の経手を経なかった事実により、本部長訓戒処分としたところであります。

このほかに、先般、警察署勤務の巡査部長が拳銃を不適切に取り扱った事案などが発生しているところであり、これらはいずれも県警察に対する県民の信頼、警察活動全般への信頼を大きく損なう事案であり、大変に申し訳なく、また、重く受け止めております。

県警察におきましては、今般の科学捜査研究所の職員の事案をはじめ、一連の事態を踏まえ、職員一人一人の高い倫理観の涵養、各級幹部職員によるそれぞれの所属や業務の状況や実態に応じた適切な業務管理の徹底、業務に当たり作成し取得する公文書の適切な取り扱いに係る指導といった不祥事案の再発防止のための各種の措置を講じているところであり、強い危機感を持ってこれら措置をしつかりと進めてまいります。

もとより、警察活動は県民の理解、協力を得てこそ成り立つものであると考えております。多くの警察職員が日々厳しい環境の中においても、様々な警察活動に懸命に取り組んでおります。今申し上げた各種の再発防止策を徹底することは当然ですが、あわせて県内各地で発生する事件や事故への対応、パトロールや交通違反の取り締まり、交通安全対策や犯罪抑止対策のための各種の取組をはじめ、職員一人一人がそれぞれの持ち場において、日々こういった様々な警察活動にしっかりと取り組み続けることにより、わずかずつであっても、県民の信頼を得てまいりたいと考えております。

改めて、県警察の責任者として、今般の一連の事態を大変重く受け止めております。厳正な規律と高い士気を有する県警察であるために、今

申し上げました再発防止策を着実に推進するとともに、安全・安心を実感できる佐賀県の実現に向け、職員と共に力を合わせて日々の警察活動にしっかりと向き合い、もって県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎木村雄一君 登壇Ⅱ再質問いたします。

本日は明るい話題について建設的な質問をしたかったんですが、残念ながら、福田警察本部長に一点お尋ねをさせていただければと思っております。

今回、DNA型鑑定の問題以外に言及をいたしました事案につきましては、私も県警本部の方から御報告を受けたわけではなくて、実はこの事件に関する記事を検索する中で、ヤフーコメントでつぶやいている方がいまして知ったところであります。

様々な事案、今、本部長からも言及がありましたけれども、こうした事実はマスコミの方々の開示請求、こういったもので明るみとなつてきている状況があります。氷山の一角であつて、まだまだあるのではないかという危惧を抱いております。

まず、お尋ねしたいのは、この本部長訓戒などの不適切事案の発生状況について、本部長の認識をお尋ねしたいと思います。数は問いませんが、どのような思いを持っていらっしゃるか。そして、今までもこうした不祥事が起きるたびに再発防止策が語られてまいりましたが、ここに至って、まだ発生をしているということを認識しなければならないのではないかと思っております。

先ほど来より第三者委員会、外部の目だという話がありますけれども、

公安委員会の皆様のお力をお借りしていること自体が、私は大変残念でなりません。問われるべきは自浄能力ではないかと思っております。これまでと違う信頼回復の取組を、例えば、先ほど遵法意識と申し上げますが、信頼回復のためにそういったことに取り組むプロジェクトチームを組むとか、期間限定でもこれまでと違うんだというような取組を示されるべきではないかと思っております。

一つの事案の対応を誤れば、さらに大きな事案を招くというのが世の常ではないかと思っておりますので、そうした認識の下で、今後、これまでと違う信頼回復に取り組んで、増田巡査の精神を受け継いだと、しっかりと明示をしていただくことが信頼回復につながると思っております。

この点について質問をし、私の質問を終わります。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ木村議員の再質問に対しお答えいたします。

現在の認識について申し上げます。

いずれの事案も県警察に対する県民の信頼、警察活動全般への信頼を大きく損なう事案であると考えております。極めて重く受け止めております。各事案、それぞれの原因が様々あると思います。そのため、原因を徹底的に分析し、その原因に真に応じた適切な対応策を図ることが大事であると考えております。

一連の事態に共通するものとして、幹部による適切な業務管理が行われていたのかどうか、また、公文書の取り扱いが適切なものであったかどうかということは共通しておるものと認識しております。そのため、職員の高い倫理観の涵養も含めまして、幹部職員による適切な業務管理や公文書の適切な取り扱いに係る指導など、再発防止策を立てたところ

でございます。

引き続き、様々な御指摘も踏まえながら、この再発防止策はここで終わりというわけではございません。この再発防止策を実行するとともに、さらに追加すべき、修正すべきものがあれば、しっかりと取り入れ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎池田正恭君（拍手）登壇Ⅱどうも皆さんこんにちは。「自由民主党ネクストさが」の池田正恭でございます。

議長に登壇の許可を受けましたので、一般質問を行いたいと思います。一般質問一日目の五人目、本日最後の登壇者であります。どうかよろしくお願いいたします。

県民の皆様の声を聞きながら、現場の声を聞き、自分の目で確かめながら、県民の幸せを求めて、佐賀県政が抱える諸課題に対して一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問は、四項目について質問をいたします。通告に従いまして順次質問を行っていきますので、執行部の皆様方の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、第一項目めの質問を行っていききたいと思います。第一項目めとして、小城・多久地域の道路整備について伺います。

広域的な幹線道路ネットワークは、産業振興や地域振興を図る上で欠かすことのできない重要な社会資本であり、県内では有明海沿岸道路、唐津佐賀道路、西九州自動車道といった高規格道路の整備が進められています。これらの高規格道路のうち佐賀唐津道路については、県都佐賀市と、県内第二の人口を有する唐津市を結ぶ道路であり、佐賀―唐津間

の人、物の流れを活性化させる上で重要な路線であるとともに、近年の異常気象による豪雨災害などの有事の際は、避難や救助、救援物資の輸送などの役割も期待されます。

佐賀唐津道路のうち、国で進められている多久佐賀道路（Ⅰ期）は平成二十八年度に事業化され、約十年がたとうとする中で、ようやく現地で動きが出てきましたが、工事着手には至っていない状況です。

私自身、小城市役所の職員時代に事業化する前の当初事業計画、地元説明会に出席をしていましたので、事業実施までの時間が非常に長くかかっていると感じています。また、多久佐賀道路（Ⅰ期）ルートの一部には地滑り地帯も含まれており、その調査や検討にも時間を要していると聞いております。

さらには、多久佐賀道路（Ⅰ期）から、佐賀方面、小城市三日月町から国道三十四号までの多久佐賀道路（Ⅱ期）については、事業化の見通しは立っており、事業主体も未定であります。このため、ルート予定地の住民からは、工事はいつになるのか、家の建て替えなど将来設計が立てられないとの声も多く出ています。

一方で、県で事業を進められている佐賀道路は、多久佐賀道路（Ⅰ期）と同時期に事業化されていますが、既に構造物や盛土などの工事が着々と進んでおり、多久佐賀道路の整備をさらに促進する必要があります。

また、広域的な幹線道路ネットワークのみならず、地域住民の通勤や通学、買い物などの日常生活に不可欠な県道や市町道の整備も重要です。私の地元である牛津川流域においては現在、牛津川遊水地整備が進められており、遊水地整備に関連した移転先の造成工事も進められています。その中で、集団移転地の入り口となる県道多久牛津線の西の橋交差

点においては、変形交差点であることや、その先の市道の幅員が狭小であることから、地域からは道路整備を行ってほしいとの声もあります。

今後、遊水地整備に伴い、県道多久牛津線の付け替え工事なども予定されていると聞いており、周辺道路が今後どのように変わっていくのか気になるところです。そこで、次の点について伺います。

第一点目として、佐賀唐津道路多久―佐賀間の整備について伺います。佐賀唐津道路のうち、多久佐賀道路（Ⅰ期）及び（Ⅱ期）の現在の状況と整備促進に向けた取組について伺います。

次に第二点目として、牛津川遊水地の周辺道路について伺います。

牛津川遊水地整備に伴う周辺道路、特に県道多久牛津線の整備などが今後どのように進められるのか伺います。

以上を県土整備部長に伺います。

次に、第二問目として社会資本の整備について伺います。

今年八月上旬の九州地方をはじめとした記録的な大雨では、九州各地で甚大な被害となりました。特に熊本県では人的被害が発生したほか、家屋被害も九千八十一棟を超える状況となっています。今回、本県においては大规模な被害はありませんでしたが、私自身としても、昭和五十七年七月に発生した長崎大水害で菩提寺の裏山が崩れ、本堂ごと土砂にのまれた様子を目撃するなど、自然災害の恐ろしさについては実体験として理解しています。

最近短時間に豪雨が集中し、本県でも平成三十年から四年連続で大雨特別警報が発表され、令和元年や令和三年には六角川や牛津川で大規模な浸水被害が発生しました。また、令和五年七月の大雨では、唐津で大規模な土砂災害が発生し、三名の貴い命が失われました。近年の気候

変動を踏まえると、防災・減災対策を着実に進めることが重要だと考えています。

また、私が住む小城市では、佐賀唐津道路の多久佐賀道路（Ⅰ期）が計画されていますが、現在、用地買収を進めているものの、まだ工事着手には至っておらず、現道の国道二百三号では、朝夕には交通渋滞が発生すること、車が周辺の生活道路や通学路に迂回している状況があります。同様のことは、県内でもほかにも多く見られ、幹線道路の整備を求める県民の声は大きいと感じています。

これまでも、国、県、市町の取組により、河川や砂防施設、幹線道路などの整備が進んでいるとは認識をしていますが、こうした状況を踏まえると、計画的にスピード感を持った整備が必要であり、そのための予算をしっかりと確保してほしいと考えています。

そこで、県民が安全・安心で快適に暮らせるよう、県は社会資本の整備にどのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

次に第三問目として、「森川海人もりかわかいとプロジェクト」について伺います。

佐賀県は、有明海と玄海という二つの海に面しており、さらに森や川といった自然が私たちの身近にあります。私たちは、この森、川、海の恵みによって豊かな生活を送ることができています。このような自然は、先人たちが大切に育み残してくれた宝物であり、適切な管理を行いながら、次の世代にもこれらの恵みを享受できるよう引き継がなければならぬと考えています。

私の地元である小城市には県河川の祇園川という美しい川があり、毎年、初夏の夜にはたくさんの蛍が飛び交い、幻想的な光景が広がり、地元住民はもとより、県内外から訪れる人々を楽しませてくれます。し

かしながら、このような河川の上流にある山には、人の目が届かないことから、以前と比べると少なくなったものの、ごみが捨てられている光景を目にすることがあります。山に捨てられたごみは、いずれ川を伝い、最後は海に流れ出てしまうということを全ての人々が認識していただきたいと思っています。

このような中、県では、佐賀の豊かな森、川、海の恵みを人が次の世代へつなげる「森川海人もりかわかいとプロジェクト」に取り組まれています。私は、このプロジェクトの理念である「森・川・海はひとつ」で豊かな自然環境を人が未来へつなぐという思いに大変共感しており、このプロジェクトをもっと多くの人に知ってもらい、多くの人に自主的な環境保全活動につなげてもらいたいと考えています。

そこで、次の点について伺います。

第一点目として、現在の取組状況について伺います。

平成二十九年年度の「森川海人もりかわかいとプロジェクト」発足から今年で九年目となりますが、現在のプロジェクトの取組状況はどのようになっているのか伺います。

次に第二点目として、今後の展開について伺います。

「森川海人もりかわかいとプロジェクト」の取組を今後どのように展開していこうと考えているのか伺います。

以上について、農林水産部長に伺います。

最後の第四問目として、SSP構想の推進について伺います。

佐賀県は、スポーツの真の価値を大切にし、SAGAスポーツピラミッド構想を掲げ、佐賀から世界に挑戦するアスリートを育成し、多くの県民がそれぞれの関わり方で広くスポーツに携わり、アスリートや人

も地域も輝き続ける社会を目指し、成果を上げてきた佐賀県にとって大きな跳躍点となったのが「SAGA2024」国スポ・全障スポです。

大会では、競技レベルの高さもさることながら、スポーツを「する」だけでなく、「観る」、「支える」など多くの方がそれぞれのスタイルで自由にスポーツに関わり、多くの県民の方がスポーツに親しむ姿が見られ、スポーツの持つ魅力を改めて感じることができました。

パラスポーツにおいては、「SAGA2024」全障スポで高まった機運を引き継ぎ、佐賀県独自の「SAGAパラスポ2025」大会を開催し、八月二十三日、二十四日に開催されたボッチャの大会を会場で観戦しましたが、選手たちが真剣な表情で競技に向き合われている姿を間近で見て圧倒されました。

県議会においても、今年三月にSAGAスポーツピラミッド構想推進条例を可決したところであり、「SAGA2024」後もSSP構想の下、スポーツの力で人づくり、地域づくりをさらに推進していただきたいと思っています。

スポーツには「する」、「観る」、「支える」、「育てる」、「稼ぐ」など様々な関わり方があり、子供から大人まで誰もがそれぞれのスタイルで気軽にスポーツに親しんでもらえるよう、広くSSP構想を推進してもらいたいと思います。

そこで、次の点について伺います。

第一点目として、SSP構想の日について伺います。

SAGAスポーツピラミッド構想推進条例において、新たに五月二十五日を「SSP構想の日」と定め、その日を含む一カ月間を「SSP構想月間」とし、普及啓発に取り組むこととしていますが、SSP構想を

さらに広げていくために、今年の「SSP構想月間」でどのような取組を行ったのか伺います。

次に第二点目として、「SAGAパラスポ2025」について伺います。

選手たちにとってとても貴重な機会だと感じたし、もっと多くの方に見てもらいたいと思いますが、より多くの方に楽しんでもらうために、今後この大会をどのように開催していくかについて伺います。

第三点目として、佐賀県のスポーツの推進について伺います。

今後アスリートの育成と併せて、スポーツを「観る」、「支える」など、誰もがそれぞれのスタイルでスポーツに親しむスポーツの輪が広がっていつてほしいと思いますが、SSP構想が目指す姿に向け、県として今後どのように取り組んでいくのか伺います。

以上について、SSP推進局長に伺います。

以上で私の四項目の質問は終わりますが、執行部の誠意ある答弁をよろしく願います。（拍手）

◎島内農林水産部長 登壇 池田正恭議員の質問にお答えします。

私からは、「森川海人もりかわかいとプロジェクト」について二点お答えいたします。

まず一点目、現在の取組状況についてでございます。

「森川海人もりかわかいとプロジェクト」は、平成二十九年、九州北部豪雨による有明海への大量の流木被害をきっかけに平成二十九年十月にスタートしました。

県民の皆様は森、川、海のつながりや管理の重要性を知っていただくことが重要であることから、県庁内の関係部局はもとより、企業、団体

の皆様と連携しながら、森、川、海を知り、守る取組や人を育てる取組を横断的に実施しているところでございます。

具体的には、森を守る取組として、佐賀県有明海漁業協同組合を皮切りに、これまで十の企業、団体の皆様と「森川海人もりかわかいとつ森づくり協定」を締結し、自主的な森づくりを着実に推進しております。

川を守る取組として、団体や個人が行う川に親しむ活動への支援や交流会を開催しております。

海を守る取組として、漁場環境保全のための有明海・玄海クリーンアップ作戦や、海洋ごみ問題を考える波戸岬ビーチクリーンアップの開催も行っているところでございます。

人を育てる取組として、森、川、海のワークショップを通じて、森、川、海を知って親しむイベント「森川海人もりかわかいとつフェス！」や、高校生が森、川、海に関する研究成果を発表する「森川海人もりかわかいとつサミット」の開催などに取り組んでいるところでございます。

このような取組により、森、川、海のイベントや環境保全活動への参加者は、プロジェクトの始動からこれまでに延べ約百万人となっております。県民の皆様にはその思いは着実に浸透していると考えております。

次に、今後の展開でございます。

議員御指摘のとおり、「森川海人もりかわかいとつプロジェクト」の理念である「森・川・海はひとつ」であり、豊かな自然環境を人が未来につなぐという思いをもっと多くの県民の皆様知っていただくことが必要だと考えております。このため、今年度はプロジェクトの認知度向上を目指して、プロジェクトのロゴやキャラクターを親しみやすいデザインへの磨き上げですとか、プロジェクトの内容を分かりやすく紹介する動画の制

作など、プロジェクトのアップデートに取り組むこととしております。

また、令和十年には「森川海人もりかわかいとつプロジェクト」をベースとする、仮称ではございますが、「山の博覧会」と全国都市緑化フェアを開催することとしており、これらの機会においてもプロジェクトの理念を広げていくよう努めてまいります。

今後とも、プロジェクトの理念の下、一人でも多くの県民の皆様に環境保全に関わる人の輪を広げ、佐賀の大切な森、川、海を守り育て、豊かな自然環境を未来の子供たちにつないでいくよう、しっかりと取組を進めてまいります。

私から以上でございます。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、池田議員から御質問がありました小城・多久地域の道路整備について、それから社会資本の整備について、大きく三点お答えをいたします。

まず、佐賀唐津道路多久―佐賀間の整備についてでございます。

佐賀唐津道路は、有明海沿岸道路や西九州自動車道とともに県内の広域幹線道路ネットワークを形成し、佐賀県の南北軸となる重要な道路でございます。

佐賀唐津道路の延長十五キロの区間のうち、多久市から小城市三日月町までの延長約五キロの区間を多久佐賀道路（Ⅰ期）として、国において事業が進められております。

多久佐賀道路（Ⅰ期）では、道路整備による生活環境の影響などを懸念する地元の声がありましたが、これまでに国、県、市から成る「Team多久佐賀道路（Ⅰ期）」で連携をして地元調整に取り組ましまして、事業を推進できる環境が整ったところでございます。その結果、令和六

年二月、国による地元説明会が開催されました、一部区間を除き、詳細な道路計画や必要な用地幅が示され、昨年度から用地買収が進められております。

なお、詳細な道路計画が示されていない一部区間については、現在、道路構造の決定に必要な調査検討が進められておりまして、今後、整理ができた段階で具体の道路計画が示されるものと考えております。

また、小城市三日月町から国道三十四号までの約五キロの区間の多久佐賀道路（Ⅱ期）については、議員御指摘のとおり、事業主体は未定となっております。事業主体については事業化のプロセスの中で示されることになるかと認識しておりますが、県や期成会としては、この区間は国管理の国道二百三号のバイパスとなることから、国が事業主体となり、事業着手されるよう、国へ要望を継続してまいります。

整備促進には地元の協力が不可欠ですし、予算の確保が必要でございます。また、地元の思いを国へ届けることも大切でございます。多久佐賀道路（Ⅰ期）の早期整備について、今年五月にも財務省及び国土交通省に対し、提案活動を行ったところでございます。また、九月八日には山口知事、垣下九州地方整備局長の懇談を行いまして、多久佐賀道路の整備状況も含め、意見交換を実施しております。また、地元期成会とも連携をし、今年八月に国土交通省に対して提案活動を実施し、私もこれに同行したところでございます。

佐賀唐津道路多久―佐賀間について、まずは多久佐賀道路（Ⅰ期）の早期整備に向けまして、引き続き国、県、市の関係機関で連携をして取り組んでまいります。

続いて、二点目でございます。牛津川遊水地の周辺道路の整備につい

てでございます。

牛津川遊水地は、洪水時に牛津川を流れる水を一時的に遊水地内にため込むことにより牛津川の水位を低下させ、流域の浸水被害の軽減を図るもので、国において事業が進められております。

具体の整備内容ですが、遊水地を囲む約四キロの周囲堤、牛津川から水をためる遊水地、そして遊水地内の水を川に排水する水門や排水機場などの整備がございます。

現在、牛津川から流入する水の勢いを弱める初期湛水池の用地買収が完了しております、周囲堤の用地買収及び家屋補償、排水機場の新設工事等が進められております。さらに、小城市において、二カ所で集団移転地の造成工事が進められております。

遊水地の整備に伴い、県道多久牛津線や市道、農道などの工事も予定をされておると聞いております。県道多久牛津線については、遊水地の周囲堤が整備された後、その周囲堤の上に付け替えられる予定と聞いております。県道の付け替え道路の計画については、現在、事業主体の国において調査設計などが進められておりまして、県ではその計画の詳細について確認を進めております。

また、集団移転地の入り口となる西の橋交差点、こちらについてはクランク状の変則的な形になっておりまして、その先の市道の幅員も狭く、近くに小学校や保育園もあるため、集団移転に伴い、交通量が増えるのではとの心配の声があることは承知しております。当交差点付近は家屋が連続し、導水管や山崎川が交差点の下を横断するなど、整理すべき課題も多いと認識しております。また、集団移転地への移転に伴う交通状況の変化なども確認する必要があると考えております。

遊水地の周辺道路への対応について、事業主体である国や地元小城市と綿密に連携し、確認や議論、調整を進めてまいります。

続きまして、三点目でございます。県の社会資本整備にどのように取り組むのかという御質問でございました。

社会資本整備は、激甚化、頻発化する自然災害から県民の生命、財産を守るとともに、人や物の交流を促進し、県のさらなる活力を生み出していくための基盤となるものであり、必要な予算を確保しながら着実に取り組むべきものと認識をしております。

防災・減災対策として、本県では広大な低平地が有明海に向かって広がっておりますので、内水が発生しやすい県土の特性を踏まえ、これまでも計画的な防災・減災対策に取り組んでまいりました。

ハード対策としては、河川改修や砂防ダム、それから、道路防災対策などを着実に進めて被害軽減に努めてきたところです。

また、ソフト対策としても、県民の早めの避難行動につながるよう、土砂災害警戒区域の指定など、また、道路監視カメラによる浸水情報の提供などを実施してまいりました。

令和元年、三年と、大規模な内水被害を受けてまして、「プロジェクトＩＦ」を立ち上げ、できることから対策を進めるなど、ハード、ソフト両面から県民の生命や財産を守る強靱な県土づくりの取組を進めております。

また、幹線道路の整備につきましても、県内各地に都市が点在する分散型県土を有しておりますので、各都市間や空港、港湾などを結び、人や物の交流を促進する有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道などの幹線道路網の整備に取り組んでおります。

令和六年には、小郡鳥栖南スマートインターチェンジやそのアクセス道路の県道鳥栖朝倉線が開通し、物流の効率化が図られたところです。

また、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するいわゆるＴゾーンでは、今年度から仮称佐賀ジャンクション部についても工事を進めていくとともに、多久佐賀道路（Ⅰ期）については国において用地買収が進められるなど、着実に幹線道路の整備に取り組んでいるところでございます。

このような道路河川などの社会資本法整備を今後も計画的に進めていくためには、予算の確保が重要でございます。繰り返しますが、県では今年五月にも本県に必要な社会資本整備の予算確保について、国へ政策提案を行ったところです。

また、九月八日には、知事、整備局長との懇談において、佐賀県内の道路河川、まちづくりなど、社会資本整備の状況や予算確保について意見交換を行いました。

今年六月には、今後五年間でおおむね二十兆円強程度とされる第一次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されたところでございます。県では、国の予算編成の段階ごとに政策提案などで国へ働きかけるなど、必要となる予算の確保に努め、県民の安全・安心な暮らしを支え、佐賀が未来へ飛躍する基盤となる社会資本の整備に、国、県、市町と連携して、しっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎光武ＳＳＰ推進局長 登壇Ⅱ私からは、ＳＳＰ構想の推進について三点お答えをいたします。

まず、「ＳＳＰ構想の日」についてでございます。

「ＳＳＰ構想の日」である五月二十五日は、二〇二〇年のコロナ禍に

において、全国規模のスポーツ大会が次々に中止となる中、佐賀県が全国に先駆けて高校総体などの代わりに県独自の大会としてSSP杯^{カップ}の実施決定を発表した日でございます。

SSP杯^{カップ}は、部活動に打ち込んできた高校三年生が、その最後の大会を失い、勝つことも、そして負けることも経験しないという状況を何とかしたいとの思いから、高校三年生が次のステップに進む集大成の場として企画をし、実施したものでございます。五月二十五日は、こうしたつらいときであっても、スポーツの力で子供たちを育てていくという思いを込めた日です。この思いを大切に、SSP構想を広く県民の方に周知するため、SSP構想推進条例において、五月二十五日を「SSP構想の日」、この日を含む一カ月間を「SSP構想月間」と定めるところでございます。

SSP構想は、人材育成や就職支援、スポーツビジネスなど、幅広い領域で、県民、教育現場、そして様々な企業や団体が、それぞれのスタイルで関わっていくことを推進しており、そのことをより強く感じてもらいたい、ただけるよう、SSP構想月間中は多彩なイベントを実施しております。

具体的には、例えば、人材育成という観点では、新たにSSPアスリートとして認定をした選手たちにエールを送る認定セレモニーを開催いたしました。また、アスリートの就職支援やスポーツビジネスという観点では、SSP構想を支える県内の企業、団体が一堂に集まる「SSPコンベンション2025」を開催し、その中のセミナーで社会人アスリートがビジネスの現場でも活躍できる資質を持つことを再確認したところでございます。このほか、スポーツビジネスのセミナーやeスポーツに関するワークショップなども開催をしております。

来年のSSP構想月間におきましても、SSP構想の理念や様々な角度からの取組がより多くの人に伝わるよう、多彩なイベントや広報などを行っていききたいと思います。

続きまして、「SAGAパラスポ2025」についてでございます。

「SAGAパラスポ2025」は、昨年の「SAGA2024」全障スポ開催によるパラスポーツの盛り上がりをも未来につなげるため、障害のある方々のスポーツ活動の目標となり、モチベーション維持につながる大会として、佐賀県が全国に呼びかけて独自に開催する新たなスポーツ大会でございます。

八月には第一弾となるボッチャ競技を実施し、今後は来年二月までに車椅子バスケットボール、フライングディスク、ゴールボール、バレーボールについては聴覚障害の部と知的障害の部、全部で六種目を実施することとしております。

選手の皆さんに、競技はもちろん、大会そのものを楽しんでもらいたいとの思いから、会場MCにより選手名を高らかにコールしたり、閉会式後は、佐賀県選手みんなが県外から集まってくれた選手を見送るなど、仲間との交流を含め、参加の喜びを感じてもらえるような工夫をしております。

先月のボッチャでは、出場された選手や関係者から、よくこのような大会を思い立ってくれたですとか、障スポには出場できなくても、この大会があることが大きなモチベーションになるといった喜びの声をいただきました。

また、全国から集まった選手たちによる熱いプレーをより多くの県民の方に見ていただくために、「SAGATOCO」との連携やスタンプ

ラリーによるプレゼント企画なども実施し、観戦を呼びかけているところでございます。

さらに、会場に來られない方にも見ていただけるように、全試合の動画配信にもチャレンジしております。各競技の決勝戦は分かりやすい実況と解説つきで行うなど、ルールを知らない方でも楽しめる大会になるよう取り組んでおります。

大会の運営に当たりましては、「SAGA2024」のノウハウを生かし、各競技団体に加えてサガンティアの方々にも協力をしていただいております。こうした支える方々の力も大切にしていきたいと考えております。

全国障害者スポーツ大会は、開催県以外では出場枠が限られており、継続的な参加が難しいことが全国共通の課題となっております。障害のある方々にとって、「SAGAパラスポ」への出場が日々の活動の先にある目標の一つとなるよう育てていくとともに、「する」、「観る」、「支える」といった、それぞれの楽しみ方でパラスポーツの輪がさらに広がっていくよう、佐賀からムーブメントを起こしてまいります。

最後に三点目ですが、SSP構想の下でのスポーツの推進についてでございます。

SSP構想では、佐賀から世界に挑戦するアスリートを育成し、県民や企業がそれぞれのスタイルでスポーツに関わる文化を定着させることで、アスリートがスポーツで食べていける社会、スポーツを生かしたビジネスシーンが広がる社会を目指しております。

この実現に向けて、引き続き高校や競技団体と連携した中高生アスリートの育成をはじめ、練習環境の充実や就職支援、パラスポーツの振

興やスポーツビジネスの創出に取り組むとともに、国内外のスポーツの潮流の先をイメージしながら、スポーツそのものの在り方を含めた調査研究などにも取り組み、佐賀から日本の新しいスポーツ政策をつくっていききたいと考えております。

今後も、「する」、「観る」、「支える」、「育てる」、「稼ぐ」など、様々なスタイルによるスポーツの力を生かした人づくり、地域づくりを進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎池田正恭君 登壇Ⅱいろいろ答弁ありがとうございました。

再質問を行いたいと思っております。

まず、小城・多久地域の道路整備についてで、佐賀唐津道路のうちの多久―佐賀間のⅠ期についてなんですけども、今いろいろやと動き出したというふうには私は思っているんですけども、この佐賀唐津道路のⅠ期ですけれども、事業化になって、先ほども私ちよつと話したように、約十年がたとうとしておるわけなんです。その前ですね、地元説明をいろいろ、当初の事業計画説明をしたのもそれから十年前ぐらいで、大体事業化になったのが二十年近くになるんじゃないかなと思うんですよね。

その中で、今やつと地滑り地帯の調査なんかまた段々とされておりますし、用地交渉にも入られるという話も聞くんですけども、実際にこれは事業主体が国であつて、県からものはつきり答えられない部分もあるかも分かりませんけども、いろいろと県とか市町道路の取り付け関係もあると思いますけども、工事が本当に始まるのを県としても大体いつ頃と考えているのか、いつ頃がいいのか、そこら辺についての打ち合わせ

も国ともしているのかということのも実際に聞きたいというふうに思っております。まだまだ分からないところもあると思いますけども、本当に大體いつ頃なのか、用地交渉に入られているという話も聞いておられると思いますので、大體そこら辺についても、予算関係もあると思いますけども、国のほうともやはりいろいろな協議をしてもらいたいというふうに私は思いますけども、そこら辺どうなのかお伺いしたいと思っております。

それともう一点です。最後のSSP構想なんですけども、それぞれ「SSP構想の日」ということでいろいろな定めもされておりますし、本場に「SAGA2024」の後、「SAGAプラスポ2025」を開催されて、いろいろされております。その中で、「SAGAプラスポ2025」をしていく中で、やはり皆さんがいろいろなスポーツに携わっていくので、いい影響だと思いますけども、最後に私が言いました佐賀県のスポーツの推進についてということで、これはやはりSSP構想ということ、SSP構想という三角です。三角にして、誰もがスポーツに親しむようにして、そして、その中でアスリートもできてくるというふうに私は思います。

もともと誰かがスポーツに親しむような取組、例えば、もともと誰もがしやすいスポーツ、ニュースポーツなんかいろいろあると思うんです。誰かが、やはり若い人から高齢者、障害者までスポーツに親しみ、一緒のような競技をされるんですよ。やはりそういうスポーツの親しみ方というのも考えていただきながら、それぞれの競技団体、また各種団体とお話し合いをしていただいて、本当に佐賀県が進めていくスポーツの推進、SSPでスポーツを推進していったら、本当にその中から

アスリートが育っていったなというような状況をつかめていければというふうに思っておりますので、そこら辺どうかよろしく願います。

以上、私の再質問を終わりますので、答弁よろしく願います。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ池田正恭議員の再質問にお答えいたします。私に對しましては、多久佐賀道路（Ⅰ期）の今後の進め方についてお話がございました。

多久佐賀道路（Ⅰ期）につきましては、地元調整に取り組みまして、昨年度から用地買収が進められているところでございます。その後、ある程度用地が買収できた段階で工事に着手、それから、工事の促進になるというふうに考えているところでございます。

また、幾つかインターができますので、そのアクセス道路などについてもこれから国や市と調整すべき事項がたくさんあるというふうに思っております。

いずれにしても、多久佐賀道路（Ⅰ期）、早く整備が進みますように、「Team多久佐賀道路（Ⅰ期）」で連携をしながら地元調整に取り組みまして、事業を推進してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎光武SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、SSP構想に関わる再質問にお答えをいたします。

池田議員のほうからは、もともと誰もが気軽にスポーツに親しむ環境づくり、その部分をどういうふうに広げていくかというお尋ねだったかと思っております。

SSP構想を進めていく上で、スポーツの裾野を広げて、今よりもっ

と誰もが気軽にスポーツに親しめる環境をつくっていくということはどうしても大切なことだと考えております。

スポーツはいろいろな形で体験といいますが、いろんな機会がございますけれども、地域でも様々な形で、スポーツ推進委員さんの活躍も得ながら行われております。県では、スポーツ推進委員さんが活動しやすい環境となるよう、実技研修会でありますとか情報交換会を実施して、市町におけるスポーツ推進体制の充実にも取り組んでおります。

また、県内では、県民スポーツ大会ですとか「パラスポーツ大会」みたいな大会と、「さがねりんピック」といったような、従来からあるような大会も様々な工夫をしながら、競技団体の皆さん、それから、固定的な参加者になっていたような大会については、様々な工夫をしながらより多くの方が参加していただく、もちろん「する」だけではなく、「観る」、「支える」といった形で参加をしていただくような機会をつくっていきたいと考えております。

そのためには、先ほど御答弁しましたように、このスポーツが持つ力の価値といますか、大きさを、皆さん、昨年の「SAGA2024」で多くの県民の方には実感をしていただいたと思いますが、いろんな機会を捉えて、皆さんがあそこのスポーツの持つ力を実感していただけるように、様々なことに取り組み、しっかりと進めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎議長（宮原真一君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

あす十八日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時五十分　散会
速　記　者　田　中　涼　子